

2022 年度 市税のしおり

町田市

(2022 年 11 月発行)

目次

1. 市税

(1) 歳入における市税	4
(2) 市税の種類	5
(3) 個人市民税	
①納税義務者	6
②個人住民税が課税されない方	6
③税額計算のしくみ	7
④所得金額	8
⑤所得控除	10
⑥税額控除	14
⑦ふるさと納税ワンストップ特例制度	16
⑧分離課税	17
⑨個人住民税の計算例	18
⑩申告と納税方法	19
(4) 法人市民税	25
(5) 軽自動車税	27
(6) 事業所税	31
(7) 市たばこ税	32
(8) 入湯税	33
(9) 固定資産税	34
(10) 都市計画税	43
(11) 国民健康保険税	46

2. 市税の納付

(1) 納める時期	50
(2) 納める方法	51
(3) 納税相談	55
(4) 延滞金	55

3. 国税・都税

(1) 国税	57
(2) 都税	59

4. 市税の証明と閲覧

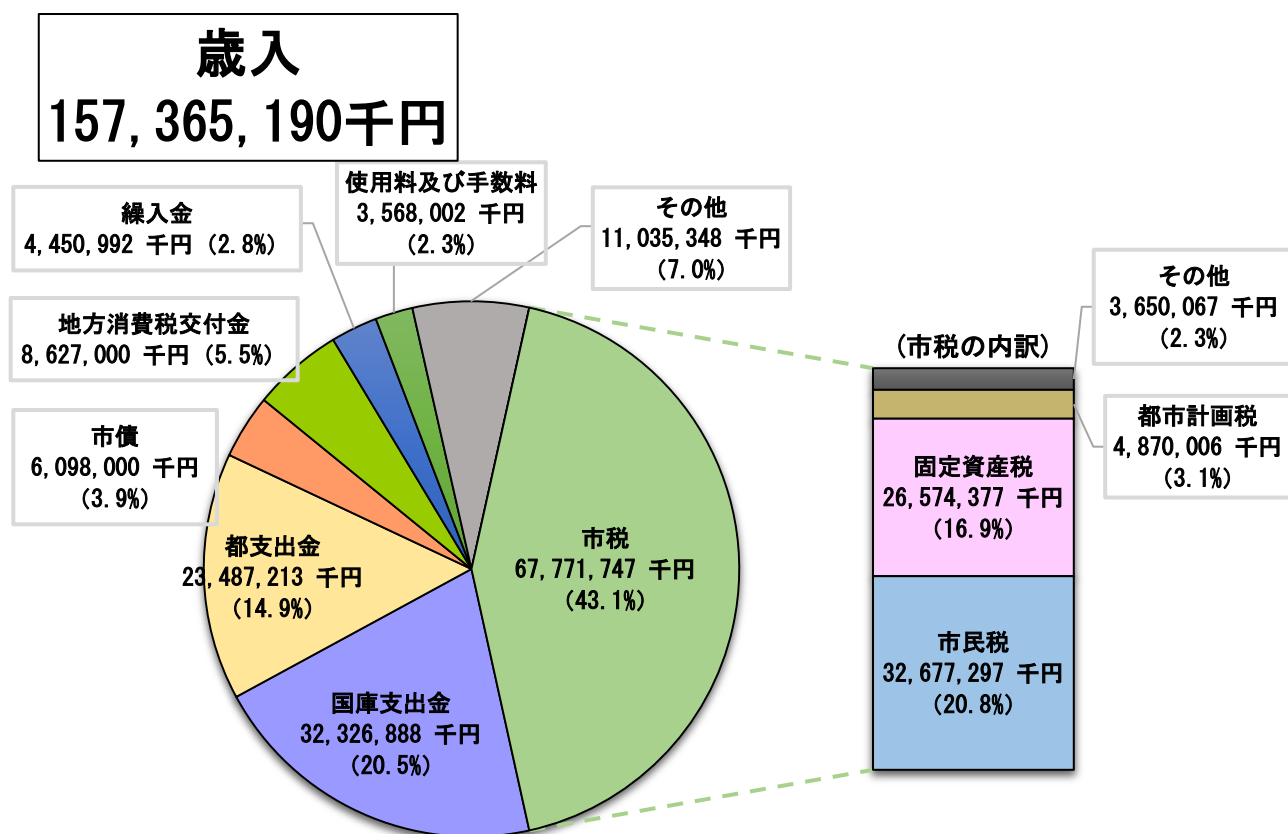
(1) 証明	62
(2) 閲覧	65

この小冊子は 2022 年 4 月 1 日現在の税制に基づいて編集しています。
町田市の制度は 2022 年 1 1 月 1 日現在のものです。

(1) 歳入における市税

町田市の2022年度の一般会計歳入予算は1,574億円で、このうち市税収入は約678億円で歳入の43.1%を占めています。

2022年度一般会計歳入内訳



市民一人当りの一般会計歳入予算額

市税	157,468 円	国庫支出金	75,112 円	都支出金	54,573 円
市債	14,169 円	地方消費税交付金	20,045 円	繰入金	10,342 円
使用料及び手数料	8,290 円	その他	25,641 円		

※2022年1月1日時点の人口で計算

(2) 市税の種類

【普通税】 税収の用途を特定せず、一般経費に充てる税金

市民税  個人市民税：個人の前年の所得に対してかかる税金。均等割と所得割 法人市民税：法人の所得に対してかかる税金。均等割と法人税割	固定資産税  土地・家屋・償却資産に対してかかる税金
市たばこ税  たばこの製造者、特定販売業者などが小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税金	軽自動車税  原動機付自転車や自動二輪車、軽自動車、小型特殊自動車などに対してかかる税金

【目的税】 税収の用途が、法律・条例により特定されている税金

事業所税  一定規模以上の事務所・事業所に対してかかる税金	都市計画税  市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税金	国民健康保険税  国民健康保険に要する費用に充てるための税金	入湯税  鉱泉浴場（温泉）の入湯客に対してかかる税金
---	--	---	--

(3) 個人市民税

市民税課 042-724-2114・2115

①. 納税義務者

納税義務者	納める税	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある方で、その市内に住所がない方	○	—

市民税・都民税はその年の1月1日現在(これを賦課期日といいます)の状況で、市内に住所があるか、あるいは事務所等がある方に対して、前年中の収入に基づいて計算されます。都民税については、市が市民税とあわせて徴収することとなっています。また、個人の市民税と都民税をあわせて、一般に「個人住民税」と呼ばれています。

②. 個人住民税が課税されない方

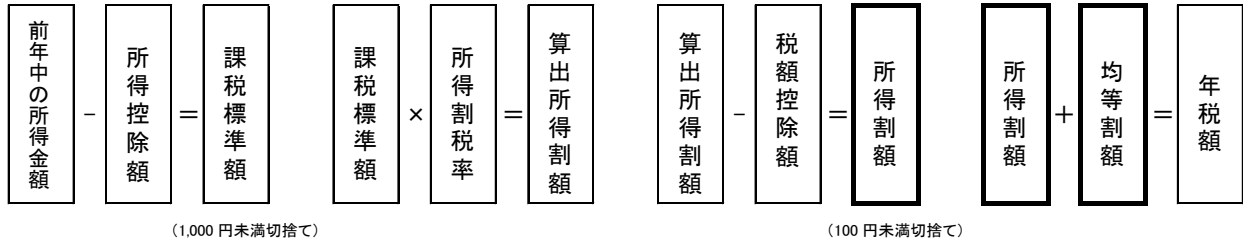
均等割 所得割 ともにかからない方	均等割が かからない方	所得割が かからない方	●前年中の 合計所得金額 (※1)が以下の場合の方
			① 同一生計配偶者 (※2)又は扶養親族がいない方 45万円以下 ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる方 35万円×家族数(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+31万円以下 ※16歳未満の扶養親族も扶養親族数に含まれます ※同一生計配偶者には控除対象配偶者も含まれます。
			●前年中の 総所得金額等 (※3)が以下の場合の方
			①同一生計配偶者又は扶養親族がいない方 45万円以下 ②同一生計配偶者又は扶養親族がいる方 35万円×家族数(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+42万円以下 ※16歳未満の扶養親族も扶養親族数に含まれます。 ※同一生計配偶者には控除対象配偶者も含まれます。

(※1) **合計所得金額**：所得を合計した金額。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買替えの場合等の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の買替えの場合等の譲渡損失の繰越控除、上場株式等の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越損失又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除がある場合には、適用する前の金額。

(※2) **同一生計配偶者**：納税義務者と生計を一にしている配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方

(※3) **総所得金額等**：合計所得金額から損失の繰越控除を適用した後の金額

③. 税額計算のしくみ



【均等割額】

市内に住所がある方で、一定の所得を超える場合は(前項「2. 個人住民税が課税されない方」を参照)、一律に課税されます。また、市内に住所がない方であっても、市内に事務所、事業所又は家屋敷がある方は課税されます。

区分	均等割額(※)
市民税	3,500 円
都民税	1,500 円
合計	5,000 円

※東日本大震災からの復興を図ることを目的とした東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の特例措置として、2014 年度から 2023 年度までの 10 年間にわたって 1,000 円(市民税 500 円、都民税 500 円)引き上げられています。

【所得割額】

前年中の所得の額に応じて負担していただくもので、次の計算式で算出されます(分離課税を除きます)。

$$\begin{aligned}
 & \text{(前年中の所得金額 - 所得控除額)} \times \text{税率 10\% (市民税 6\%、都民税 4\%)} - \text{税額控除額} \\
 & \quad \rightarrow \text{課税標準額 (課税所得金額)}
 \end{aligned}$$

区分	税率
市民税	6%
都民税	4%

※分離課税所得の税率及び所得割額の計算は、17 ページを参照してください。

④. 所得金額

所得金額とは、それぞれ前年1月1日から12月31日までの1年間の収入金額からその収入を得るための必要経費などを差し引いたものです。

所得の種類			所得金額の計算方法
1	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
2	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
3	利子所得	国外の預貯金の利子など	収入金額＝利子所得の金額
4	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
5	給与所得	給料や賞与など	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額(※1) ＝給与所得の金額(※2)
6	雑所得	公的年金等、他の所得にあてはまらない所得	雑所得の金額は次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(※2) ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費
7	譲渡所得	絵画・ゴルフ会員権などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(最高：50万円)＝譲渡所得の金額(総合課税) ※総所得金額に算入する長期譲渡所得(所有期間が5年を超える資産の譲渡所得)の金額は上記で算出した金額の1/2の額となります。
		土地・家屋・株式などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額(分離課税)(※3)
8	一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高：50万円)＝一時所得の金額 ※総所得金額に算入する一時所得の金額は上記で算出した金額の1/2の額となります。
9	山林所得	山林の伐採による所得又は山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
10	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額 ※特定役員退職手当等に該当するものについては1/2を乗じずに計算します。

(※1) 特定支出控除額については9ページを参照してください。

(※2) 給与、公的年金等の所得の計算については9、10ページの速算表を参照してください。

(※3) 分離課税の計算方法については17ページを参照してください。

【給与所得速算表】

給与等の収入金額	給与所得の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円～3,599,999 円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円以上	収入金額－1,950,000 円

※ A は収入金額を 4 で割って、1,000 円未満を切り捨てた額です。

【給与所得の特定支出控除（給与等の支払者による証明がされたもの）】

次の 1～6 の総額が、給与所得控除額の 2 分の 1 の金額を超える場合に、その超える部分の金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

1 通勤費………通勤のための支出	5 帰宅旅費………単身赴任の場合の帰宅旅費で一定のもの
2 転居費………転任に伴う転居のための支出	6 勤務必要経費…図書費、衣服費、交際費等（65 万円が上限）で職務の遂行に直接必要な支出
3 研修費………仕事に必要な技術などを身につけるための支出	
4 資格取得費…仕事に必要な資格を得るための支出	

【公的年金等所得速算表】

65 歳未満の方	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
公的年金等の収入金額	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～1,299,999 円	収入金額 －600,000 円	収入金額 －500,000 円	収入金額 －400,000 円
1,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額 $\times 0.75$ －275,000 円	収入金額 $\times 0.75$ －175,000 円	収入金額 $\times 0.75$ －75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額 $\times 0.85$ －685,000 円	収入金額 $\times 0.85$ －585,000 円	収入金額 $\times 0.85$ －485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額 $\times 0.95$ －1,455,000 円	収入金額 $\times 0.95$ －1,355,000 円	収入金額 $\times 0.95$ －1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 －1,755,000 円

65 歳以上の方	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
公的年金等の収入金額	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～3,299,999 円	収入金額 －1,100,000 円	収入金額 －1,000,000 円	収入金額 －900,000 円
3,300,000 円～ 4,099,999 円	収入金額×0.75 －275,000 円	収入金額×0.75 －175,000 円	収入金額×0.75 －75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	収入金額×0.85 －685,000 円	収入金額×0.85 －585,000 円	収入金額×0.85 －485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	収入金額×0.95 －1,455,000 円	収入金額×0.95 －1,355,000 円	収入金額×0.95 －1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 －1,755,000 円

【所得金額調整控除】

給与所得控除及び公的年金控除の見直しにより介護・子育て世帯や給与・公的年金等の両方の収入がある方に税負担が生じないように、次の対象者についてそれぞれ計算した金額が給与所得の金額から控除されます。

- ① 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 特別障害者に該当する

イ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額＝（給与等の収入金額－850 万円）×10%

※上限 15 万円

- ② 給与所得と公的年金に係る雑所得の両方がある場合

（①の控除がある場合は、①の控除後の金額からさらに控除されます）

控除額＝給与所得控除後の給与の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額－10 万円

※上限 10 万円

⑤. 所得控除

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるか、病気や災害などによる出費があるかなどの個人的な事情を考慮し、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くものです。

1. 市税

(3) 個人市民税

種 類	要 件	控 除 額
雑 損 控 除	前年中に災害・盗難・横領により生活に通常必要な資産等について損失を受けた場合	損失の金額－保険金などで補てんされる金額＝(A) ①(A)の金額－(総所得金額等×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 上記①と②とのいずれか多い金額
医 療 費 控 除	前年中に医療費を支払った場合 ※健康の維持増進や疾病の予防など一定の取組を行う個人が、2017年1月1日から2027年12月31日までの間に、厚生労働省で定められた医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円が上限)が医療費控除の対象となります。これを、セルフメディケーション税制といい、従来の医療費控除との選択適用となります。	【従来の医療費控除の控除額】 支払った金額－保険金などにより補てんされる金額－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない金額) ※限度額 200万円 【セルフメディケーション税制】 (支払ったスイッチ OTC 医薬品購入費－保険金などにより補てんされる金額)－1万2千円 ※限度額 8万8千円
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、介護保険、国民年金等）を支払った場合	支払った金額
小規模企業 共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合等	支払った金額
生命保険料控除	前年中に支払った一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合 下記の金額が支払った保険料の区分ごとにそれぞれ控除されます。（合計適用限度額：70,000円）	
	新契約の保険料を支払った場合 ・12,000円まで ・12,000円を超え、32,000円まで ・32,000円を超え、56,000円まで ・56,000円を超える場合	・全額 ・支払った保険料×1/2+6,000円 ・支払った保険料×1/4+14,000円 （限度額 28,000円）
	旧契約の保険料を支払った場合 ・15,000円まで ・15,000円を超え、40,000円まで ・40,000円を超え、70,000円まで ・70,000円を超える場合	・全額 ・支払った保険料×1/2+7,500円 ・支払った保険料×1/4+17,500円 （限度額 35,000円）
	新契約：2012年1月1日以後に締結した一般生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約 旧契約：2011年12月31日以前に締結した一般生命保険契約・個人年金保険契約 ※新契約と旧契約の両方を契約されている場合、一般生命保険料と個人年金保険料については、保険料ごとに、 ①新契約のみ ②旧契約のみ ③新旧両契約合算 の3通りから選択できます。 (③を選択される場合はそれぞれの合計が控除額となりますが、限度額は28,000円です)	
地震保険料控除	前年中に地震保険料だけ支払った場合	支払った保険料×1/2（限度額 25,000円）
	前年中に旧長期損害保険契約等の保険料だけ支払った場合 ・5,000円まで ・5,000円を超え、15,000円まで ・15,000円を超える場合	・全額 ・支払った保険料×1/2+2,500円 （限度額 10,000円）
	前年中に地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合	上記それぞれの方法で計算した金額の合計額 （上限 25,000円） ※旧長期損害保険の部分については、限度額 10,000円
	前年中に1つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれかにも該当する保険料を支払った場合	地震保険料控除と旧長期損害保険に対する控除のどちらか一方を選択して計算した控除額

1. 市税

(3) 個人市民税

種類	要 件	控 除 額
障 害 者 控 除	本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障がい者の場合（身体障害者手帳等をお持ちの方の他に65歳以上で介護保険の要介護1から5の認定を受けている方は、対象となる場合があります。）	1人につき26万円 （特別障害者は30万円） （同居特別障害者は53万円）
ひとり親控除	扶養親族または総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
寡 婦 控 除	夫と死別、離別又は夫の生死が不明な方で、子以外の扶養親族を有する場合 （死別、生死が不明の方は、扶養親族等を有しない場合でも、本人の合計所得金額が500万円以下であれば該当します。）	26万円
勤 労 学 生 控 除	自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得（公的年金等に係るものを含む）があり、合計所得金額が75万円以下かつ上記の所得以外の所得金額が10万円以下である場合	26万円
扶 養 控 除	生計を一にする「合計所得金額48万円以下の扶養親族等（配偶者を除く）」を有する場合	①16歳以上19歳未満又は 23歳以上70歳未満 33万円 ②19歳以上23歳未満の扶養親族 45万円 ③70歳以上の扶養親族 38万円 ④70歳以上の同居の父母等 45万円
配 偶 者 控 除	生計を一にする「合計所得金額が48万円以下の配偶者」を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合	本人及び配偶者の合計所得金額に応じて、下表により求めます。
本人の合計所得金額		一般の配偶者 (70歳未満の配偶者)
900万円以下		33万円
900万円超 950万円以下		22万円
950万円超 1,000万円以下		11万円
		老人配偶者 (70歳以上の配偶者)
900万円以下		38万円
900万円超 950万円以下		26万円
950万円超 1,000万円以下		13万円

配偶者特別控除	生計を一にする「合計所得金額 48 万円超 133 万円以下の配偶者」を有し、かつ本人の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合。		本人（納税義務者）及び配偶者の合計所得金額に応じて、下表により求めます。	
	配偶者特別控除額の早見表			
	本人（納税義務者）の 合計所得金額→	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	配偶者の合計所得金額↓	控 除 額	控 除 額	控 除 額
	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
基 礎 控 除	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133 万円超	適用なし	適用なし	適用なし
	本人（納税義務者）の合計所得金額に応じて、下表により求めます。			
	本人の合計所得金額	控除額		
2,400 万円以下		43 万円		
2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円		
2,500 万円超		適用なし		

※障害者控除以降の人的控除は、前年の 12 月 31 日の状況により判定します。

（判定に係る者が死亡した場合には死亡時の現況）

⑥. 税額控除

【調整控除】

2007 年度に実施された国から地方への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく、個々の納税者の負担増を調整する減額措置が講じられました。この減額措置を調整控除と言います。

合計課税 所得金額	市民税	都民税
200万円以下	アとイのいずれか 少ない金額の3%	アとイのいずれか 少ない金額の2%
200万円超	{ア-(イ-200万円)}の3% 1,500円未満の場合は1,500円	{ア-(イ-200万円)}の2% 1,000円未満の場合は1,000円

ア：所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額

イ：個人住民税の合計課税所得金額

※合計課税所得金額とは、所得控除を引いた後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

【所得税と個人住民税の人的控除額の差額表】

所得控除の種類				控除額		差額
				所得税	個人住民税	
障害者控除	障害者			27 万円	26 万円	1 万円
	特別障害者			40 万円	30 万円	10 万円
	同居特別障害者			75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除	寡婦			27 万円	26 万円	1 万円
	ひとり親			35 万円	30 万円	5 万円
勤労学生控除				27 万円	26 万円	1 万円
扶養控除	一般扶養			38 万円	33 万円	5 万円
	特定扶養			63 万円	45 万円	18 万円
	老人扶養			48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親等			58 万円	45 万円	13 万円
基礎控除	合計所得 2400 万円以下			48 万円	43 万円	一律 5 万円
	合計所得 2400 万円超～2450 万円以下			32 万円	29 万円	
	合計所得 2450 万円超～2500 万円以下			16 万円	15 万円	
配偶者控除	本人（納税義務者）の 合計所得金額	900 万円以下	配偶者	38 万円	33 万円	5 万円
			老人配偶者	48 万円	38 万円	10 万円
		900 万円超 950 万円以下	配偶者	26 万円	22 万円	4 万円
			老人配偶者	32 万円	26 万円	6 万円
		950 万円超 1, 000 万円以下	配偶者	13 万円	11 万円	2 万円
			老人配偶者	16 万円	13 万円	3 万円
配偶者 特別控除	本人（納税義務者）の 合計所得金額	900 万円以下	38 万円超 40 万円未満※	38 万円	33 万円	5 万円
			40 万円以上 45 万円以下※	36 万円	33 万円	3 万円
		900 万円超 950 万円以下	38 万円超 40 万円未満※	26 万円	22 万円	4 万円
			40 万円以上 45 万円以下※	24 万円	22 万円	2 万円
		950 万円超 1, 000 万円以下	38 万円超 40 万円未満※	13 万円	11 万円	2 万円
			40 万円以上 45 万円以下※	12 万円	11 万円	1 万円

※配偶者の合計所得金額

1. 市税

(3) 個人市民税

【配当控除】

配当控除	課税総所得 金額等 種類		1, 000 万円以下の部分		1, 000 万円を超える部分	
			市民税	都民税	市民税	都民税
	利益の配当等		1. 6%	1. 2%	0. 8%	0. 6%
	証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0. 8%	0. 6%	0. 4%	0. 3%
		外貨建等証券 投資信託	0. 4%	0. 3%	0. 2%	0. 15%

※配当控除における課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をさします。

【住宅借入金等特別税額控除】

●対象者

2012 年から 2025 年 12 月末までに入居した方で、その年分の年末調整・確定申告により所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、かつ、所得税から控除しきれない額がある方

●住宅ローン控除額

次のいずれか小さい額を個人住民税所得割額から控除します。

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額の合計額の

5%に相当する額（最高 97,500 円）。ただし、2015 年度以降において、2014 年 4 月から 2022 年 12 月末までに入居し、取得に要した費用に係る消費税率が 8%または 10%である場合には、7%に相当する額（最高 136,500 円）

【外国税額控除】

国外に源泉がある所得について、その国の所得税などを納付した場合に、一定の方法により計算した金額が税額から控除されます。

【配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額】

特定配当等にかかる所得及び源泉徴収選択口座内の上場株式等に係る譲渡所得等は、それぞれ配当割額又は株式等譲渡所得割額として 5%の税率で都民税が特別徴収（天引き）されます。当該所得及び特別徴収された税額を申告した場合、配当割額控除額・株式譲渡所得割額控除額として、下記の割合で市民税・都民税の所得割額から控除します。なお、申告した当該所得については、個人住民税の課税標準額に含まれることになります。

市民税所得割額からの控除割合	都民税所得割額からの控除割合
配当割額・株式等譲渡所得割額の 3/5	配当割額・株式等譲渡所得割額の 2/5

【参考】特別徴収されるもの

1 利子割

一部の利子所得等に対しては、都民税利子割として、利子等の支払の際、5%の税率による特別徴収が行われます（別に所得税及び復興特別所得税が 15.315%源泉徴収されます）。

2 配当割

一定の上場株式等に係る配当所得等に対しては、都民税配当割として、配当等の支払の際、5%の税率による特別徴収が行われます。なお、源泉徴収選択口座に受け入れられた上場株式等の配当等について、同一口座に「上場株式等に係る譲渡損失」がある場合には、その通算後の金額に対して 5%の税率による特別徴収が行われます（別に所得税及び復興特別所得税が 15.315%源泉徴収されます）。

3 株式等譲渡所得割

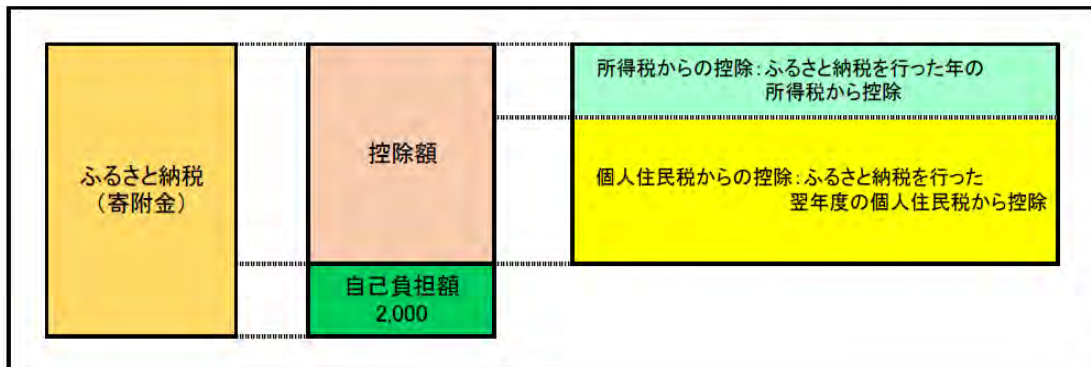
源泉徴収選択口座内の上場株式等に係る譲渡所得等に対しては、都民税株式等譲渡所得割として、他の所得と区分して 5%の税率による特別徴収が行われます（別に所得税及び復興特別所得税が 15.315%源泉徴収されます）。

【寄附金税額控除】

寄附金税額控除	控除の対象となる寄附金	・ 地方公共団体（都道府県・市区町村）への寄附金=ふるさと納税 ・ 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部への寄附金 ・ 住民福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県又は市区町村が条例により指定した団体への寄附金
	控除の方式	税額控除方式
	寄附金税額控除の適用対象金額	2,000 円を超える部分の金額
	控除対象寄附金の限度額	寄附金合計額と総所得金額等の 30%のいずれか小さい額
	寄附金税額控除額の計算	次の①と②の合計額 ①適用対象金額×控除率（市民税 6%、都民税 4%） ②適用対象金額×[90%－（5 から 45%）×1.021] 上記②の金額については、個人住民税の所得割の 20%が限度 また、上記②における（5 から 45%）とは寄附者の個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額（12 ページ参照）を控除した金額に該当する 7 段階からなる所得税率を表しており、「×1.021」とは、その所得税率を復興所得税率との合計税率に置換するために乗じたもの
	地方公共団体へ寄附した場合の控除額（ふるさと納税）	適用対象金額×控除率（市民税 6%、都民税 4%）
	住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部へ寄附した場合の控除額	適用対象金額×控除率（市民税 6%、都民税 4%）
	都道府県又は市区町村が指定した団体へ寄附した場合の控除額	・ 適用対象金額×控除率（市民税 6%） ・ 適用対象金額×控除率（都民税 4%） 都道府県または市区町村の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、その一方のみ控除額を計算

※震災等に係る義援金については、被害を受けた地方公共団体に対して寄附をした場合に加え、日本赤十字社（本社）等の団体を經由して地方公共団体に寄附をした場合も、「ふるさと納税」の制度が適用されます。

ふるさと納税による控除のしくみ



※所得状況等により、必ずしもふるさと納税額から 2,000 円を超えた金額が全額控除されるわけではありません。

⑦. ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告等をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った際に、「ワンストップ特例申請書」をふるさと納税先の自治体に提出することで、確定申告等を行わずに寄附金税額控除を受けることができる制度です。特例の適用を受けた方は、所得税の控除額相当を含めて、個人住民税からまとめて控除されます（ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う個人住民税から控除されます）。

この制度は、以下の要件を満たす方が対象です。

- (1) ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で、確定申告又は個人住民税申告を行う必要がない方
- (2) ワンストップ特例申請書を提出する自治体が 5 団体以下である方

※注意事項

ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告をするために確定申告、個人住民税申告を行った場合や、5 団体を超える自治体に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。

⑧. 分離課税

各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、税額計算される総合課税が原則です。しかし、一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して課税されます。これを分離課税といいます。

所得の種類と課税方法

所得の種類	計算方法
短期譲渡所得(所有期間が5年以下のもの) (A): 課税短期譲渡所得 (B): 国等に対する譲渡に係る 課税短期譲渡所得	A $A \times$ 市民税率5.4% 都民税率3.6% B $B \times$ 市民税率3% 都民税率2%
長期譲渡所得(所有期間が5年を超えるもの) (C): 課税長期譲渡所得 (D): 優良住宅地の造成等の ための土地等の譲渡に 係る課税長期譲渡所得 ※1 (E): 居住用財産の譲渡に係る 課税長期譲渡所得	C $C \times$ 市民税率3% 都民税率2% Dが2,000万円以下の場合 $D \times$ 市民税率2.4% 都民税率1.6% Dが2,000万円を超える場合 $\left[\begin{array}{l} \text{市民税48万円} \\ \text{都民税32万円} \end{array} \right] + (D - 2,000\text{万円}) \times \left[\begin{array}{l} \text{市民税率3\%} \\ \text{都民税率2\%} \end{array} \right]$ Eが6,000万円以下の場合 $E \times$ 市民税率2.4% 都民税率1.6% Eが6,000万円を超える場合 $\left[\begin{array}{l} \text{市民税144万円} \\ \text{都民税96万円} \end{array} \right] + (E - 6,000\text{万円}) \times \left[\begin{array}{l} \text{市民税率3\%} \\ \text{都民税率2\%} \end{array} \right]$
一般株式等に係る課税譲渡所得等	F $F \times$ 市民税率3% 都民税率2%
上場株式等に係る課税譲渡所得等	G $G \times$ 市民税率3% 都民税率2%
上場株式等に係る課税配当所得等	H $H \times$ 市民税率3% 都民税率2%
先物取引に係る課税雑所得等	I $I \times$ 市民税率3% 都民税率2%
課税山林所得	J $J \times$ 市民税率6% 都民税率4%
課税退職所得 ※2	K $K \times$ 市民税率6% 都民税率4%

※1 5,000万円、3,000万円、2,000万円、1,500万円、1,000万円、800万円の各特別控除を適用した場合、Cの計算方法が適用されます。

※2 退職所得に係る個人住民税は、「退職手当等」が支払われる際に、支払者により特別徴収されます。この特別徴収が行われない場合、翌年度に課税退職所得の金額に対し、Kの計算方法により課税されます。

⑨. 個人住民税の計算例

Aさんの場合 家族構成5名：夫45歳(会社員)、妻43歳(無収入)

子20歳(大学生)、子17歳(高校生)、子14歳(中学生)

2021年中の収入		2021年中の支出	
給与収入額	5,000,000円	社会保険料	500,000円
不動産収入金額	480,000円	一般生命保険料(新契約)	139,000円
(必要経費 95,000円)		個人年金保険料(新契約)	65,000円
		介護医療保険料	13,500円

(1) 所得金額

給与所得 3,560,000円 (9ページの給与所得速算表により求めます。)
 不動産所得 480,000円 - 95,000円 = 385,000円
 3,945,000円…①

(2) 所得控除

社会保険料控除 500,000円
 生命保険料控除 68,750円 (11ページの生命保険料控除により求めます。)
 配偶者控除 330,000円
 扶養控除 780,000円 (450,000円×1人、330,000円×1人)
 基礎控除 430,000円 ※16歳未満の扶養親族に対する扶養控除はなし
 2,108,750円…②

(3) 課税所得金額(課税標準額) (①-②)

3,945,000円 - 2,108,750円 = 1,836,250円 → 1,836,000円 (1,000円未満切捨て) ……③

(4) 所得割額 (③×税率)

市民税 1,836,000円 × 6% = 110,160円 ……④
 都民税 1,836,000円 × 4% = 73,440円 ……⑤

(5) 調整控除 (14ページの所得税と個人住民税の人的控除額の差額表を参照してください。)

(3)で求めた課税所得金額が200万円以下になるので人的控除の差の合計額と課税所得金額を比べ、少ない金額である人的控除額の差の合計額×5%(市民税3%、都民税2%)を控除します。

市民税 330,000円 (配偶者控除額の差+扶養控除額2人分の差+基礎控除額の差) × 3% = 9,900円 ……⑥

都民税 330,000円 (配偶者控除額の差+扶養控除額2人分の差+基礎控除額の差) × 2% = 6,600円 ……⑦

(6) 調整控除後の所得割額

市民税 ④-⑥ 110,160円 - 9,900円 = 100,260円 ……⑧

都民税 ⑤-⑦ 73,440円 - 6,600円 = 66,840円 ……⑨

(7) 均等割額

市民税 3,500円 ……⑩

都民税 1,500円 ……⑪

(8) 個人住民税額

市民税 ⑧+⑩ 100,260円 + 3,500円 = 103,760円 → 103,700円 (100円未満切捨て)

都民税 ⑨+⑪ 66,840円 + 1,500円 = 68,340円 → 68,300円 (100円未満切捨て)

計 172,000円

⑩. 申告と納税方法

(1) 個人住民税の申告

1月1日現在(賦課期日)市内に住所がある方は、次の場合を除いて、3月15日までに申告が必要です。
3月15日が土日又は祝日の場合は、翌開庁日が申告期限となります。

- ① 税務署に確定申告書を提出する方
- ② 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が町田市に提出されている方※
- ③ 公的年金等の収入のみで、年金支払者から公的年金等支払報告書が町田市に提出されている方※
- ④ 給与収入、公的年金等の収入のみで、勤務先・年金支払者からそれぞれ給与支払報告書・公的年金等支払報告書が町田市に提出されている方※

※各報告書に記載されていない各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。

(2) 納税の方法

個人住民税を納めていただくには、次のように普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

1. 普通徴収

事業所得者などの個人住民税は、市から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月(各月末日)に納付書、口座振替等で納めていただきます(月末が土日又は祝日の場合は翌開庁日が納期限となります)。

2. 特別徴収

① 給与特別徴収

給与所得者の場合、給与支払者(勤務先)が、市から送付される特別徴収税額決定通知書に基づいて毎月(6月～翌年5月)の給与から税額を天引き、徴収した月の翌日10日までに納付します。退職等により年の途中で特別徴収することができなくなった場合、残りの税額は以下のいずれかの方法により納付していただきます。

- ・退職時に一括して特別徴収により納付
- ・再就職先で引き続き特別徴収により納付
- ・普通徴収により個人で納付

② 年金特別徴収(詳しくは20ページを参照してください。)

年金支払者(日本年金機構等)が、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の年金から税額を天引き、徴収した月の翌月10日までに納付します。

4月1日時点で65歳以上で、前年に公的年金を受けている方は、原則として前年中の年金所得に係る個人住民税が特別徴収の対象となります。

**2022年度の個人住民税は、
2021年中の所得で計算されています。**

会社に勤めている方は、原則毎月給料から、天引きされます。



個人で、事業を行っている方などは、4期に分けて、支払います。



市民税課

個人住民税の公的年金からの特別徴収（天引き）と納付について

(1) 始まる時期

特別徴収が初めての方は 10 月支給分の年金から開始します。新たな手続きは必要ありません。

※特別徴収が開始された方は、翌年 4 月以降も継続されます。

なお、特別徴収（天引き）は納付する方法が変わるのみで年税額は変わりません。

(2) 対象になる方

4 月 1 日時点で 65 歳以上であり、前年から公的年金（遺族・障害年金等は除く。）の支払を受けている方が対象です。

(3) 次の方は対象になりません

- ・ 公的年金の給付額が、年額 18 万円未満の方
- ・ その年度の特別徴収税額が、公的年金の年額より高くなる方
- ・ その年度の 4 月 1 日時点において介護保険料が公的年金からの特別徴収となっていない方

(4) 天引きをする年金の種類・年額

- ・ 特別徴収をする年金は、老齢基礎年金又は 1985 年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。複数の年金を受給されていても上記以外の年金からは特別徴収にはなりません。
- ・ 特別徴収になるのは公的年金分の個人住民税となります。公的年金分の税額以外（不動産・給与等に係る税額）は公的年金から特別徴収されません。

(5) 特別徴収の方法

① 特別徴収開始初年度の方及び前年度中に特別徴収が停止となった方（表 1）

特別徴収の始まる最初の年は 6 月と 8 月の 2 回分については納付書や口座振替等による個人納付となります（この分については、公的年金からの特別徴収にはなりません）。また 10 月、12 月、2 月は公的年金から特別徴収となります。

② 特別徴収継続 2 年目以降の方（表 2）

年 6 回の公的年金支給時に特別徴収となります。

表 1

	普通徴収（納付書や口座振替等による納付）		特別徴収（天引き）		
	6 月（第 1 期）	8 月（第 2 期）	10 月	12 月	2 月（翌年）
税 額	公的年金分年税額の 1/4	公的年金分年税額の 1/4	公的年金分年税額の 1/6	公的年金分年税額の 1/6	公的年金分年税額の 1/6
（例） 年税額が 13,000 円の 場合	3,500 円	3,000 円	2,300 円	2,100 円	2,100 円
	「6 月・8 月」は、公的年金分年税額を 1/4（年税額を 1/2 した額の 1/2）ずつを納付書や口座振替等（普通徴収）により納付します。 ※各徴収月に 1,000 円未満の端数があるときは、第 1 期分に合計されます。		「10 月・12 月・2 月」は、公的年金分年税額を 1/6（年税額を 1/2 した額の 1/3）ずつを年金支給月ごとに特別徴収します。 ※各徴収月に 100 円未満の端数があるときは、10 月分に合計されます。		

表 2

税 額	仮徴収（天引き）			本徴収（天引き）		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月（翌年）
税 額	前年度の公的年金分年税額の 1/6	前年度の公的年金分年税額の 1/6	前年度の公的年金分年税額の 1/6	仮徴収を引いた額の 1/3	仮徴収を引いた額の 1/3	仮徴収を引いた額の 1/3
（例） 年税額が前年度に続き今年度も 13,000 円の場合	2,300 円	2,100 円	2,100 円	2,300 円	2,100 円	2,100 円
	「4 月・6 月・8 月」は、前年度の公的年金分年税額の 1/6（年税額を 1/2 した額の 1/3 ずつ）を、年金支給月ごとに特別徴収により仮徴収します。 ※各徴収月に 100 円未満の端数があるときは 4 月分に合計されます。			「10 月・12 月・2 月」は、確定した当該年度の公的年金分年税額から仮徴収額を差し引いた額の 1/3 ずつを年金支給月ごとに特別徴収により本徴収します。 ※各徴収月に 100 円未満の端数があるときは 10 月分に合計されます。		

※表 1・2 の「年税額」は、公的年金以外にも所得がある場合は公的年金分年税額を表します。

(6) 公的年金分年税額が仮徴収税額を下回った場合

その年度の公的年金分年税額が仮徴収税額を下回った場合にも仮徴収は 6 月または 8 月まで継続されます。納めすぎた税額は後日、還付の手続きに関する書類を送付いたします。

(7) 町田市外に転出した場合

公的年金から個人住民税を特別徴収されている方が町田市外に転出した場合でも、転出した日の属する年度中の個人住民税については、一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

(8) 税額が変更された場合

公的年金から個人住民税を特別徴収されている方の公的年金分年税額が変更された場合においても、一定の要件のもと、税額を変更したうえで、特別徴収が継続されます。

12 月 10 日以前に税額が変更された場合	12 月 11 日以降に税額が変更された場合
特別徴収が継続されます	特別徴収が中止されます

※12 月 11 日以降に税額が変更された場合でも、翌年度の仮徴収（4 月、6 月、8 月分）が一部継続されることがあります。

※既に市へ納入された税額が年税額を超えることとなった場合、納めすぎた税額については後日、還付の手続きに関する書類を送付いたします。

(9) 65 歳以上で給与所得と年金所得がある場合

これまで給与からの特別徴収で個人住民税を納付している方であっても、公的年金分の個人住民税については公的年金からの特別徴収になります（初年度の 6 月・8 月は納付書や口座振替等の個人納付になります）。

年金からの特別徴収の対象にならなかった方も公的年金分の個人住民税は個人納付になり、給与からの天引きはできません。

(10) 特別徴収が停止になった場合

公的年金からの特別徴収が停止になった方は個人納付に切り替わりますので、再度納税通知書を送付いたします。

公的年金からの特別徴収が停止になった場合でも、日本年金機構など年金保険者の手続きの関係上、次回分の公的年金から特別徴収がされてしまう場合があります。納めすぎた税額は後日、還付の手続きに関する書類を送付いたします。



パート収入の税金は？



私の妻は近所のスーパーマーケットでパートとして勤めています。2021 年中の妻の給与収入は 100 万 5 千円でしたが、この場合、私は配偶者控除を受けられるのでしょうか？また、妻自身には税金がかかるのでしょうか。



配偶者控除の対象になるのは、前年中の配偶者の合計所得金額が 48 万円（給与収入 103 万円）以下の方です。あなたの妻がパートで得た給与収入 100 万 5 千円は、給与所得速算表（9 ページ参照）によると 45 万 5 千円の給与所得となるため、他に所得がなければ配偶者控除を受けることができます。

次に妻自身の個人住民税については、妻の給与所得が 45 万円超となるため、所得割と均等割が課税されます。なお、給与収入が 103 万円以下で他に所得がない方については、所得税はかかりません。※夫の合計所得金額によっては、配偶者控除額が下がる場合や配偶者控除を受けることができない場合があります。12 ページを参照してください。

パート年収 (給与収入)	妻に税金がかかるかどうか			夫が配偶者控除を受けられるかどうか	
	個人住民税		所得税	個人住民税	所得税
	所得割	均等割			
100 万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100 万円超 103 万円以下	かかる※	かかる	かからない	受けられる	受けられる
103 万円超	かかる※	かかる	かかる※	受けられない	受けられない

※基礎控除のみの場合です。所得控除額によっては、所得税と個人住民税の所得割はかからないこともあります。また、6 ページにある「2. 個人住民税が課税されない方」に該当する場合も、均等割・所得割がかからないことがあります。



引っ越したときの個人住民税は？



2022 年 2 月 6 日に町田市から A 市へ引っ越しました。ところが 6 月に町田市から 2022 年度の個人住民税の納税通知書が送られてきました。現在、A 市に住んでいますが、なぜ町田市に個人住民税を納めるのでしょうか。



個人の個人住民税は、その年の 1 月 1 日現在住んでいる市町村から課税されます。あなたの場合、2022 年 1 月 1 日現在町田市に住んでいましたので、その後 A 市に引っ越されても、2022 年度の個人住民税は町田市へ納めていただきます。



退職後、個人住民税の納税通知書が送られてきた



私は2021年12月末に退職しました。退職金から個人住民税が引かれていましたが、2022年の2月と6月にそれぞれ納税通知書が送られてきました。また、退職まで毎月の給与から個人住民税が引かれていたのに、なぜでしょうか？



退職者が受けた退職所得に対する個人住民税は給与所得等とは別に、退職手当が支払われる際に特別徴収(天引き)されます。なお、退職所得以外の所得に対する個人住民税は、その翌年に納税していただくことになります

2月と6月に送られた納税通知書の内容は次のとおりです。

所得のあった年	天引きの開始	天引きの終了	納付方法	納税通知書の送付
2020年中の所得 (2021年度)	2021年 6月から	2022年 5月まで	2021年12月に退職したため、残りの2022年1月～5月の5か月分は普通徴収(個人納付)になります(12月の給与から5か月分を一括で徴収する方法もあります。)	2月(会社から退職の届けが提出された時点)
2021年中の所得 (2022年度)	2022年 6月から	2023年 5月まで	2021年12月に退職したため、2022年6月からの給与特別徴収(天引き)ができないため、2022年度の納付は普通徴収(個人納付)になります。	6月
退職所得	退職手当から一括して天引き		退職所得に係る個人住民税のみ他の所得と分離して、一括して会社で特別徴収(天引き)します。	なし

※普通徴収と特別徴収の納税の方法について、詳しくは20ページを参照してください。



医療費控除の申請方法は？



毎年私は医療費控除の申告をしています。2018年度(2017年分)から領収書をつけなくても医療費控除を申請できると聞いたのですが、領収書は捨ててしまってもいいのですか？



2018年度(2017年分)の申告から、医療費控除を受けるためには領収書に替えて医療費の明細書を添付することになりました。明細書は申告者自身が作成することとなりますが、2020年度(2019年分)の申告までは、これまでどおり、領収書の添付又は提示により、申告することもできます。

なお、市から領収書の提示または提出を求められた場合は速やかに応じていただくこととなりますので、領収書はご自宅等で5年間保管する必要があります。



年金収入の申告は？



2011 年分から年金の収入は確定申告をしなくてよかったのでしょうか。



2011 年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要となりました。

※この場合であっても、生命保険料控除や医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

※所得税の確定申告が必要でない場合でも、個人住民税の申告が必要な場合があります。年金の源泉徴収票に載っていない控除（生命保険料控除・医療費控除等）がある場合は、申告することで個人住民税が軽減される場合があります。

※2014 年に一部法律が変更され、2015 年分の確定申告から、外国の公的年金等による収入がある場合は、確定申告が必要となりました。



副収入の申告は？



私は勤務の傍ら、仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が 15 万円ほどあります。所得税の場合は 20 万円以下であれば申告不要と聞いておりますが、個人住民税の申告はする必要があるのでしょうか。



所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合等には確定申告不要とされています。個人住民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を計算します。したがって、あなたの場合は、給与所得以外の所得があるため、所得の多少にかかわらず、個人住民税の申告をする必要があります。



国外に居住する生計を一にする親族の扶養控除の申告は？



私には日本国外に住んでいる生計を一にする親がいて、定期的に生活費を送金しています。私はこの親について扶養控除を受けることはできるのでしょうか？



日本国外に居住する生計を一にする親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び障害者控除について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「扶養する親族それぞれに対する送金関係書類」の両方を提出または提示する必要があります。

※給与支払者や年金保険者に対し、当該書類を提出又は提示している場合を除く
（源泉徴収票に記載がある場合など）

(4) 法人市民税

市民税課 042-724-3279

①. 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均 等 割	法人税割
(1) 市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
(2) 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
(3) 人格のない社団等で、収益事業を行うもの	○	○
(4) 市内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	

※(4)の公益社団法人及び公益財団法人、NPO法人、地縁団体は、申請により減免します。

②. 法人税割 (法人税額×税率)

法 人 等 の 区 分	税 率		
	2014年9月30日まで に開始する事業年度	2014年10月1日から 2019年9月30日までに 開始する事業年度	2019年10月1日以後 に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える法人 (相互会社を含む)	14.7%	12.1%	8.4%
上記以外の法人	12.3%	9.7%	6.0%

③. 均等割

法 人 等 の 区 分	従 業 者 数	税率(年税額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人等		50,000円

1. 市税

(4) 法人市民税

※資本金等の額……株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額

ただし 2015 年度税制改正により、資本金等の金額には無償増減資等の額を加減算することになります。

また、上記の加減算の結果の金額が、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合、資本金と資本準備金の合算額を均等割の税率区分の基準とします。

従業者数………市内に有する事務所又は寮などの従業者数

※資本金の額及び従業者数は、算定期間の末日で判定します。

- 【資本金等の額】が資本金＋資本準備金より大きい場合（図①）
- 【資本金＋資本準備金】が資本金等の額より大きい場合（図②）



④. 申告と納付の方法

法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税金を納めることになっています。これを申告納付といいます。

申 告	申 告 期 限 等
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内 ○予定申告…前事業年度分として納付した法人税割額に 6 を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た法人税割額と均等割額との合計額。 ○中間申告(仮決算による)…その事業年度開始の日以降 6 か月の期間を 1 事業年度とみなし、法人税額をもとにして計算した法人税割額と均等割額との合計額(連結申告法人の場合、仮決算に基づく中間申告はできません。) なお、法人税の中間申告義務がない場合及び寮等のみが所在する場合は、予定申告の必要はありません。 ※中間申告(仮決算) > 予定申告の場合は、中間申告(仮決算)はできません。 ※予定申告は、基本的に前年度の法人税額一控除額が 20 万円を超える場合に申告します。
確定申告	事業年度終了の日から、原則として 2 か月以内 申告納付額は、確定申告にかかる法人税割額と均等割額との合計額 なお、当該事業年度についてすでに中間(予定)申告を行った税額がある場合は、その額を差し引いた額

※2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、内国法人のうち、事業年度開始時に資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社は、電子申告が義務化されます。



法人市民税の均等割額の算出方法は？



当社は、今年の 5 月 6 日に町田市内と A 市内にそれぞれ事務所を新設した株式会社(資本金と資本準備金の合算額 5,000 万円、資本金等の額 1,000 万円、従業者数は町田市 60 人、A 市 30 人、12 月末決算)ですが、この場合の均等割額はいくらになりますか。



法人の均等割額は、事務所などを有していた期間に応じて月割計算によって算定されます。貴社の場合、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回り、資本金と資本準備金の合算額が 5,000 万円ですから、従業者数が 50 人を超えている町田市分は年額 150,000 円、従業者数が 50 人以下の A 市分は年額 130,000 円となります(A 市が標準税率の場合)。ただし、事務所を有していた月数は 7 か月間(1 月に満たない端数は切捨て)ですので、町田市分は、 $150,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} \div 12 \text{ か月} = 87,500 \text{ 円}$ 、A 市分は $130,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} \div 12 \text{ か月} = 75,800 \text{ 円}$ (100 円未満は切捨て)となります。

(5) 軽自動車税

市民税課 042-724-2113

①. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在登録のある車両（原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車、軽2輪、軽3輪、軽4輪等）をお持ちの方に、定置場（主に駐車する場所）の市区町村で課税する税金です。納期限は5月末日（末日が土日又は祝日の場合は翌開庁日）です。

3輪以上の軽自動車の税率については、初度検査年月（※）に基づき、新税率・旧税率・重課税率の3区分となります。また、新税率のうち環境負荷の少ない軽自動車については、取得の翌年度分に限り、グリーン化特例が適用され、税率が軽減される場合があります。詳しくは、下記の税率表をご覧ください。

※初度検査年月：最初の新規検査を受けた年月（新車登録をした年月）のことです。

自動車検査証に記載されている「初度検査年月」欄で確認することができます。

軽自動車税（種別割）税率表

2 輪車 区 分	原動機付自転車				小型特殊自動車		軽自動車	2輪の小型自動車 (排気量250cc超)
	排気量50cc (0.6kw) 以下	排気量50cc超～ 90cc以下 (0.6kw超～ 0.8kw以下)	排気量90cc超～ 125cc以下 (0.8kw超～ 1.0kw以下)	ミニカー	農耕用	その他 特殊用途用	2輪(排気量125cc超～ 250cc以下)・被けん引車(2輪)・雪上車 (排気量660cc以下)	
本則税率 (平成28年度分以降 の各年度の税率)	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

(注) 既存車・新車共通に適用されます。

3輪以上の軽自動車 区 分	平成27年4月1日以降の新車				平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車	
	本則税率(額) (平成28年度分以降 の各年度の税率)	グリーン化特例(軽課) (取得の翌年度分に限る。)			右記(経年車) 以外のもの	経年車重課 (初度検査から13 年超の経年車に係る 各年度の税率)
		税率(額) A	税率(額) B	税率(額) C		
4輪						
<自家用> 乗 用のもの	10,800円	2,700円	—	—	7,200円	12,900円
貨物用のもの	5,000円	1,300円	—	—	4,000円	6,000円
<営業用> 乗 用のもの	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
貨物用のもの	3,800円	1,000円	—	—	3,000円	4,500円
3輪	3,900円	1,000円	—	—	3,100円	4,600円

(1) グリーン化特例（軽課）

環境性能の優れた軽自動車の普及を促進するため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車に対して軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例（軽課）が実施されています。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに初度検査を受けた（新規取得した）3輪以上の軽自動車（新車）で、以下の基準を満たす車両については、取得の翌年度分のみグリーン化特例（軽課）が適用されます。

なお、2021年度及び2022年度に初度検査を受ける（新規取得する）自家用乗用の軽自動車に対するグリーン化特例の適用については、電気自動車及び天然ガス自動車に限定されます。

グリーン化特例対象区分			税率
内燃機関	詳細要件		
電気	－		税率(額)A
天然ガス	平成30年排出ガス規制適合車または 平成21年排出ガス規制適合車かつ平成21年排出ガス基準10%以上低減車		
ガソリン	平成17年排出ガス規制適合車 かつ平成17年排出ガス基準75%以上低減車 または 平成30年排出ガス規制適合車 かつ平成30年排出ガス基準50%以上低減車	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車	税率(額)B
		令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車	税率(額)C

※税率(額)B、税率(額)Cについては、「グリーン化特例適用税率」内の乗用営業用車に限ります。

※燃費基準の達成状況については、「自動車検査証」の備考欄に記載されています。

※税率(額)の詳細については、前ページ「軽自動車税（種別割）税率表」をご覧ください。

(2) 経年車重課

経年車重課とは、初度検査を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車について、その翌年度以降の税率を本則税率より概ね20%を重く課する措置です。令和4年度については平成21年3月以前の車両が対象になります。

電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は対象外です。

(3) 年度途中での登録・登録変更・廃車

軽自動車税（種別割）には月割課税の制度はありません。年1回課税される税金のため、4月2日以降に所有された場合にはその年度の税金がかかりませんが、4月2日以降に廃車や譲渡の手続きをした場合でも、月割で還付されることはありません。車両を廃棄したり、知人に譲ったりなどして、その軽自動車の所有者でなくなった場合には忘れずに手続きをしてください。軽自動車の所有者でなくなったにもかかわらず、廃車等の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その所有者とみなされて引き続き税金がかかりますのでご注意ください。軽自動車等を取得あるいは、町田市内で転居した場合は15日以内に、また軽自動車等を廃車や売却をしたり、町田市外に転出したりした場合は、30日以内に申告をしてください。

(4) 登録・変更・廃車等の申告場所

車両の種類	申告場所
原動機付自転車(125cc 以下・ミニカー) 小型特殊自動車	町田市役所市庁舎 2 階 206 番窓口 財務部市民税課諸税証明係 ☎ 042-724-2113 FAX 050-3085-6084 忠生市民センター ☎ 042-791-2802 FAX 042-791-8461 鶴川市民センター ☎ 042-735-5704 FAX 042-735-7942
2 輪の軽自動車(125cc 超～250cc 以下) 2 輪の小型自動車(250cc 超) 雪上車(660cc 以下)	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 東京都国立市北 3-30-3 ☎ 050-5540-2033
3 輪(660cc 以下) 4 輪(660cc 以下) 被けん引車(2 輪)	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 東京都府中市朝日町 3-16-22 ☎ 050-3816-3104



車を譲ったのに納税通知書が届いた



今年の 4 月 10 日に原動機付自転車を友人に譲りましたが、私あてに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。もう、原動機付自転車を持っていないのに、私が税金を納めなければならないのでしょうか。



軽自動車税（種別割）は、4 月 1 日（賦課期日）に軽自動車等を所有（登録）している方に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からは譲り受けた方が課税されることになります。ただし、譲り渡したという申告がされませんと来年度以降もあなたに課税されることになりますので、必ず申告してください。

なお、軽自動車税（種別割）には月割課税の制度がありませんので、全額を一括で納めていただくことになります。

②. 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車（新車・中古車問わず）を取得した場合に、その取得者に課税される税金です。税額は当該軽自動車の取得価格（課税標準額）に下記の税率表の税率を乗じた額です。税率は環境性能（燃費性能）に応じて決まります。なお、当分の間は東京都が賦課徴収を行います。

軽自動車税（環境性能割）の税率表

車種	税率	
	自家用	営業用
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準NOx10%低減)	非課税	非課税
ガソリン軽自動車		
乗用車		
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★) 又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)		
令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
上記以外	2%	
2.5t以下トラック		
平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★) 又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)		
平成27年度燃費基準 +25%達成	非課税	非課税
平成27年度燃費基準 +20%達成	1%	0.5%
平成27年度燃費基準 +15%達成	2%	1%
上記以外	2%	

(6) 事業所税

資産税課 042-724-2118

道路、公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善事業に要する費用にあてるために設けられた目的税です。市内の事務所又は事業所で法人や個人が行う事業に対してかかる税金です。

事業所税には、事業所床面積に応じて負担する「資産割」と、従業員の給与総額に応じて負担する「従業者割」とがあります。

納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人	その年の 12 月 31 日現在における事業所床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額 (障がい者及び 65 歳以上の高齢者(役員を除く)は除きます)
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² につき年額 600 円	
	従業者割	従業者給与総額の 0.25 パーセント	
免 税 点	資 産 割	事業所床面積 1,000 m ² 以下	
	従業者割	従業者数 100 人以下	
納 付 の 方 法	納 税 義 務 者 が 自 ら 納 付 す べ き 税 額 を 申 告 し 納 付 を 行 う 申 告 納 付 方 式		
申 告 納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から 2 か月以内	
	個 人	翌年の 3 月 15 日まで	

※事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

【非課税】

- (1) 公共法人、公益法人等及びこれらに類する法人が行う事業(収益事業を行う施設を除く)
- (2) 次のような施設に関する事業所床面積及び従業者給与総額
 - ① 勤労者の福利厚生施設
 - ② 消防用設備等、防災施設等(特定防火対象物に限る)

〈町田市内で事業所用として家屋を貸し付けている方〉

事業所用家屋(町田市内)を貸し付けている方は、貸し付けを行った日から2か月以内に、「事業所用家屋の貸付等申告書」の提出をお願いします。

既に申告した事項に変更(異動)が生じた場合には1か月以内に改めて「事業所用家屋の貸付等申告書」の提出をお願いします。

(7) 市たばこ税

市民税課 042-724-3067

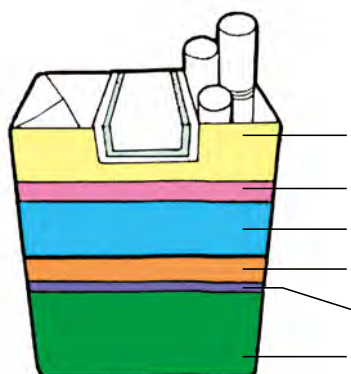
製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税金です。

納税義務者は卸売販売業者等ですが、小売価格にたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者です。

【税率と税額の計算方法】

一般のたばこ 1,000 本あたりの税率は、2021 年 10 月 1 日から 6,552 円へ引き上げられました。

たばこ 1 箱当たりの税額
(20 本入り、580 円の場合)



2021 年 10 月時点

市たばこ税	: 131.04 円
都たばこ税	: 21.40 円
国たばこ税	: 136.04 円
たばこ特別税	: 16.40 円
消費税	: 52.72 円
税抜き価格分	: 222.40 円

【加熱式たばこ】

「加熱式たばこ」とは、たばこ（を含むもの）を燃焼せず、加熱してたばこの成分を吸引できる製造たばこをいいます。

▶加熱式たばこを紙巻きたばこの本数へ換算する計算式（2022 年 10 月 1 日から）

$$\text{加熱式たばこ 1 箱の紙巻きたばこの本数への換算値} = A + B + C$$

$$A = \text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む。）}$$

$$B = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4 \text{ g}} \times 0.5$$

$$C = \frac{\text{加熱式たばこ 1 箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻きたばこ 1 本当たりの平均小売価格}} \times 0.5$$

(8) 入湯税

市民税課 042-724-3067

【入湯税について】

入湯税は鉱泉浴場（温泉）の入湯客に対してかかる税金です。

【納税義務者】

鉱泉浴場（温泉）における入湯客です（年齢 12 歳未満の方、入場料金が 1,200 円以下の場合は課税されません。）。

【税率】

1 人 1 日 150 円

【納税の方法】

鉱泉浴場（温泉）の経営者が入湯客から徴収した税額を翌月 15 日までに申告納付します。

(9) 固定資産税

資産税課 042-724-2116・2118

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方が納める税金です。

区 分	種 類
土 地	田、畑、宅地、山林、雑種地などの土地
家 屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地・家屋以外の法人や個人が事業用として所有する構築物・機械・器具・備品などの資産

①. 固定資産の価格

固定資産の価格は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき評価し、市長が価格を決定します。

(1) 評価の方法

- 土 地：適正な時価を基礎として、土地の現況に即して評価します。なお、宅地については、地価公示法による地価公示価格等の7割程度で評価します。
- 家 屋：評価の対象となった家屋と同一のものを再建築した場合における費用を基礎として、建築後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。
- 償却資産：取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

(2) 価格の登録

土地と家屋は、3年ごとに評価替えを行い、価格の見直しが行われます。この価格は固定資産課税台帳に登録され、原則として3年間据え置かれます。ただし、新築、増改築した家屋や地目の変換、分合筆などのあった土地はその翌年度に新しい価格を決定します。次回は2024年度が評価替えの年度(基準年度)に当たります。

なお、土地については、地価の下落が認められる場合には基準年度以外の年度においても価格の修正を行います。

償却資産は、申告に基づいて毎年評価を行い価格を決定し、固定資産課税台帳に登録されます。

(3) 閲覧制度

納税義務者は、自己の資産の課税台帳(名寄帳)を閲覧することができます。また、有償で土地や家屋を借りている方も、該当物件に限り課税台帳を閲覧できます。

(4) 証明制度

前記閲覧できる方は、証明を取得することができます。また、訴訟などに当たって申立てをする方も必要な証明を取得することができます。

(5) 縦覧制度

納税義務者は、市内の土地や家屋(土地を所有している方は土地、家屋を所有している方は家屋)の価格等を記載した縦覧帳簿を、毎年4月1日(土、日、祝日を除く)から第1期の納期限まで、資産税課にて無料でご覧いただけます。この縦覧帳簿で他の土地や家屋と比較して、ご自身の資産の価格が適正であるかどうかを確認することができます。

ご自身の資産の価格に不服がある場合は、縦覧期間の初日以降、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。ただし、基準年度以外の年については、地目の変換、家屋の増改築などの事情により価格が変わった場合や土地価格の下落修正があった場合等を除き、審査の申出をすることはできません。

また、価格以外について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により市長に対して、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

(6) 固定資産評価審査委員会

市議会の同意を得て市長が任命した3人の委員で構成される組織で、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査します。

(7) 本人確認の徹底

大切な税務情報を保護するため、前記(3)・(4)・(5)を利用する方は、本人確認書類(写真付きの公的な身分証明書等)の提示が必要になります。なお、同一世帯の親族以外の代理人が申請される場合は、本人確認書類に加え、代理権限証書(委任状などの書面)の提示が必要になります。

②. 課税標準額

原則として、市長が決定した価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

③. 免税点

町田市内に同一納税義務者が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。なお、固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。

土 地…30 万円
家 屋…20 万円
償却資産…150 万円

④. 税額計算の方法

税額＝課税標準額×税率(1.4%)

⑤. 土地についての特例措置

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

人の居住する住宅の敷地として使用されている土地(住宅用地)は、次の課税標準の特例措置があります。

区 分	特例率
小規模住宅用地(住宅一戸当たり 200 ㎡までの部分)	1/6
その他の住宅用地(住宅一戸当たり 200 ㎡を超える部分で床面積の 10 倍まで)	1/3

(2) 宅地の税負担の調整措置

土地に係る固定資産税・都市計画税は、評価額が急激に上昇した場合でも税額の上昇はなだらかなものになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく「負担調整措置」が講じられています。

宅地の税負担は負担水準(価格に対する前年度課税標準額の割合)に応じた負担調整措置が、商業地(非住宅用地)等と住宅用地とに分けて講じられています。

負担水準とは、個々の土地の課税標準額が価格に対して、どの程度まで達しているかを示すものです。次の計算式によって求められます。

負担水準	$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{価格} \{ \times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3) \cdot \text{市街化区域農地特例率}(1/3 \text{ 又は } 2/3) \}} \times 100 (\%)$	
------	---	--

2021 年度の評価替えにおいては、次のように負担水準の均衡化を促進する措置が講じられています。

① 商業地(非住宅用地)等

負担水準の高い土地は税負担を引き下げる又は据え置きます。また、負担水準の低い土地は税負担がなだらかに上昇します。

課税標準額の求め方は、次の表のとおりとなります。

現況地目	課税標準額の求め方	
商業地(非住宅用地)等 (※1)	A : 負担水準が 70%を超えるもの (税負担が下がります)	⇒ 課税標準額＝価格×70%
	B : 負担水準が 60%以上 70%以下のもの (税負担が据え置きになります)	⇒ 課税標準額＝前年度の課税標準額
	C : 負担水準が 60%未満のもの(※2) (税負担がなだらかに上昇します)	⇒ 課税標準額＝前年度の課税標準額＋価格×2.5% ※今年度限り (基本は課税標準額＋価格×5%です。)

(※1) 商業地(非住宅用地)等とは

- ・農地以外の「宅地比準土地」(その土地と状況が類似している宅地の評価額をもとに評価が決定される土地をいい、雑種地などが該当します。)
- ・住宅用地以外の宅地(例、店舗敷地やコインパーキングなど)

(※2)「負担水準が 60%未満のもの」については、

- ・前年度の課税標準額＋価格×5%が、価格×60%を上回る場合は、価格×60%が課税標準額となります。
- ・前年度の課税標準額＋価格×5%が、価格×20%を下回る場合は、価格×20%が課税標準額となります。

②住宅用地

2012 年度地方税法の一部改正により、住宅用地の税負担の調整措置が改正されました。この改正で、2013 年度までの経過措置であった負担水準 90%以上 100%未満の住宅用地への税負担の「据置特例措置」は、2014 年度に廃止されました。

この「据置特例措置」の廃止に伴い、価格に特例率を乗じた額(本則課税標準額といいます。)が、課税標準額の上限となりました。負担水準の低い土地は、本則課税標準額に向かって課税標準額を段階的に引き上げていくことで、税負担がなだらかな上昇となる措置がとられています。

課税標準額の求め方は、次の表のとおりとなります。

現況地目	課税標準額の求め方	
住宅用地	a : 負担水準が 100%以上のもの (税負担が下がります)	⇒ 課税標準額＝価格×特例率(※3)
	b : 負担水準が 100%未満のもの(※4) (税負担がなだらかに上昇します)	⇒ 課税標準額＝前年度の課税標準額＋ (価格×特例率)×5%

(※3) 特例率は以下の表のとおりです。

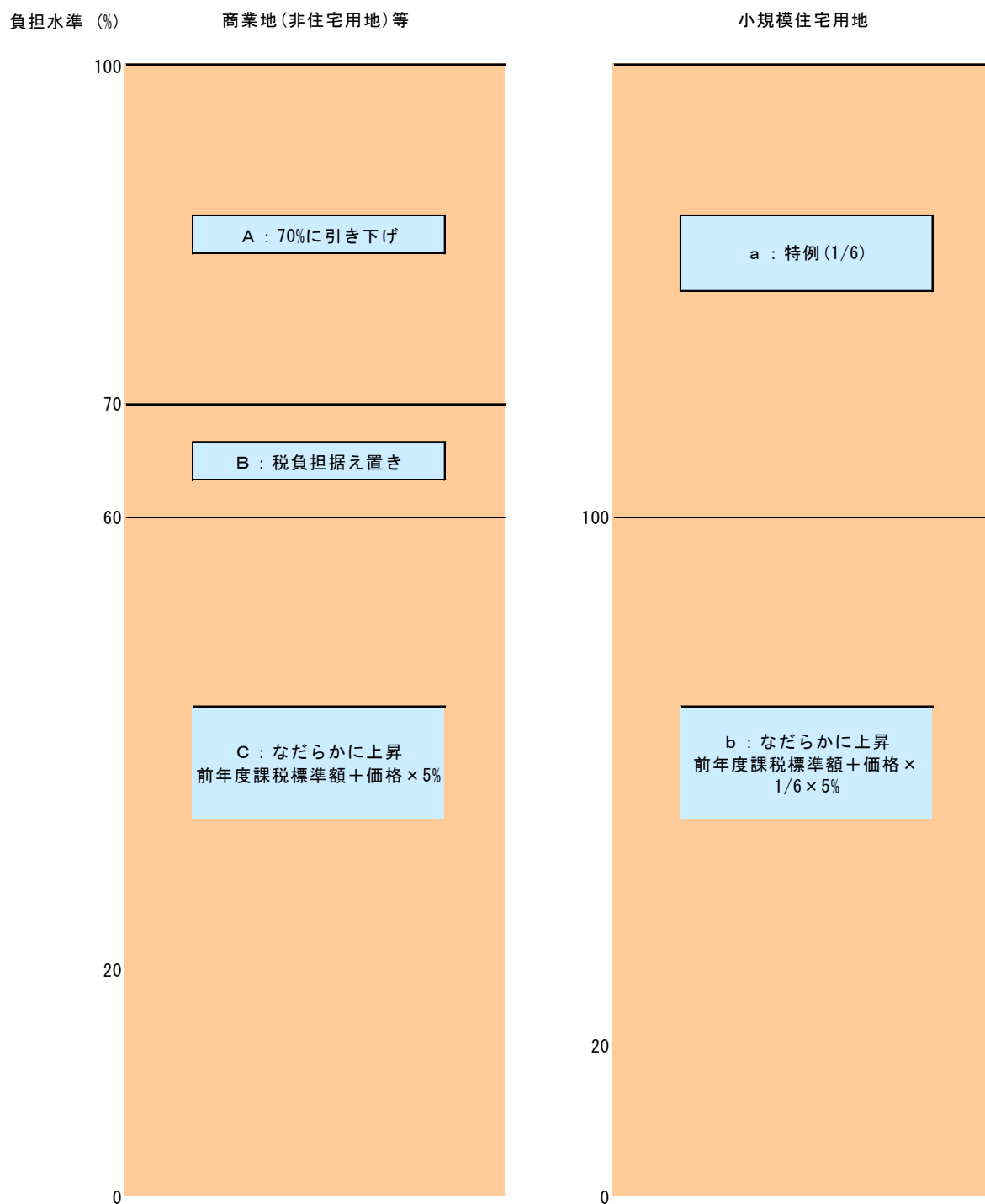
固定資産税	小規模住宅用地	1/6
	その他の住宅用地	1/3
都市計画税	小規模住宅用地	1/3
	その他の住宅用地	2/3

(※4)「負担水準が 100%未満のもの」については、

- ・前年度の課税標準額＋(価格×特例率)×5%が、価格×特例率を上回る場合は、価格×特例率が課税標準額となります。
- ・前年度の課税標準額＋(価格×特例率)×5%が、(価格×特例率)×20%を下回る場合は、(価格×特例率)×20%が課税標準額となります。

宅地の税負担の調整措置を図示すると次のページのようになります。

宅地の税負担措置

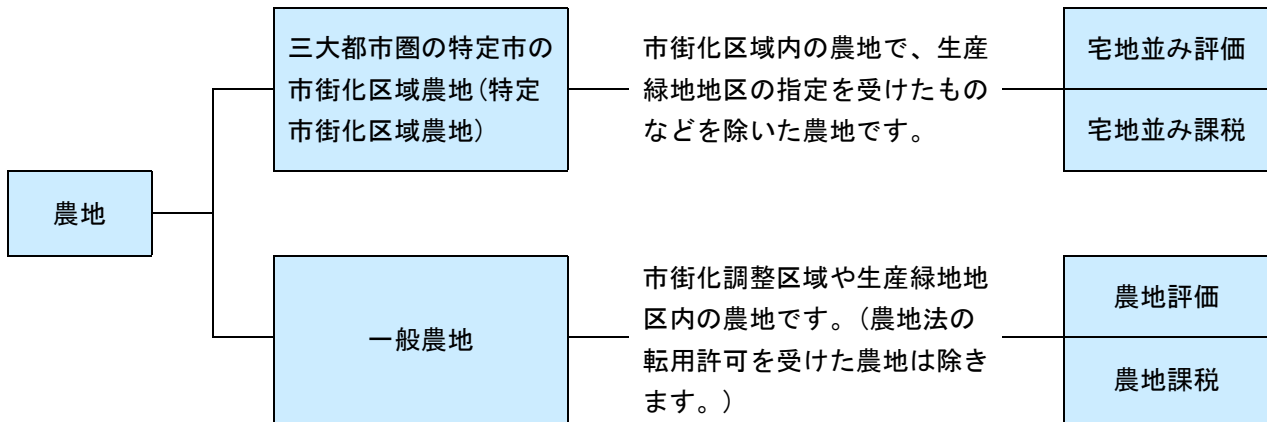


また、住宅用地・商業地(非住宅用地)等の宅地の税額は次のように計算します。

税額	=	課税標準額×税率(固定資産税：1.4% 都市計画税：0.24%)
----	---	----------------------------------

(3) 農地に対する課税

町田市の農地は課税上、次のように区分されます。区分に応じ、それぞれ異なる評価と課税を行っています。



農地の税額は次のように計算します。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (固定資産税 : 1.4\% \quad 都市計画税 : 0.24\%)}$$

① 一般農地

一般農地については、負担水準の区分に応じた税負担の調整措置が講じられています。

課税標準額の求め方は次の表のとおりとなります。

対象農地	課税標準額の求め方	
一般農地 生産緑地地区内農地	課税標準額＝前年度の課税標準額×負担調整率	
	負担調整率は、以下の表を用いて算出します。	
	負担水準	負担調整率
	100%以上	本則課税(100%とした場合の税額)
	90%以上 100%未満	1.025(本則課税を限度)
	80%以上 90%未満	1.05
	70%以上 80%未満	1.075
	70%未満	1.10

② 特定市街化区域農地

特定市街化区域農地には、課税標準の特例措置(特例率 固定資産税 : 1/3 都市計画税 2/3)があります。ただし、農地法による転用の届出がされた農地については、この特例措置の適用はありません。

特例措置が適用される特定市街化区域農地には、住宅用地と同様の負担水準の区分に応じた税負担の調整措置が講じられています。

1. 市税

(9) 固定資産税

課税標準額の求め方は、次の表のとおりとなります。

対象農地	課税標準額の求め方
特定市街化区域農地	a : 負担水準が 100%以上のもの (税負担が下がります) $\Rightarrow$ 課税標準額=価格×特例率(※5)
	b : 負担水準が 90%未満のもの(※6) $\Rightarrow$ 課税標準額=前年度の課税標準額 (税負担がなだらかに上昇します) + (価格×特例率)×5%

(※5) 特例率は以下の表のとおりです。

固定資産税	1/3
都市計画税	2/3

(※6) 「負担水準が 90%未満のもの」については、

- ・前年度の課税標準額+(価格×特例率)×5%が、価格×特例率を上回る場合は、価格×特例率が課税標準額となります。
- ・前年度の課税標準額+(価格×特例率)×5%が、(価格×特例率)×20%を下回る場合は、(価格×特例率)×20%が課税標準額となります。

⑥. 家屋についての減額措置（固定資産税のみ）

(1) 新築住宅に対する減額措置

新築した住宅で次の要件に該当するものは、新築後 3 年間(3 階建以上の準耐火建築物及び耐火建築物は 5 年間)、居住部分の床面積 120 ㎡までの固定資産税が 2 分の 1 になります。

【床面積の要件】

		新築時期
		2024 年 3 月 31 日まで
住宅の種類	専用住宅	50 ㎡以上 280 ㎡以下
	共同住宅等 (戸建以外の賃貸住宅)	一区画当たり 40 ㎡以上 280 ㎡以下

※併用住宅については居住部分の床面積が 2 分の 1 以上ある場合のみ減額措置の対象となります(床面積要件は専用住宅と同じです)。

※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積は、「専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します(床面積要件は専用住宅と同じです)。なお、共同住宅等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

(2) 認定長期優良住宅に対する減額措置

2009 年 6 月 4 日(長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行された日)から 2024 年 3 月 31 日までの間に認定長期優良住宅を新築された場合、申告により新築後 5 年間(3 階建以上の準耐火建築物及び耐火建築物は 7 年間)、居住部分の床面積 120 ㎡までの固定資産税が 2 分の 1 になります。

申告は、新築した翌年の 1 月 31 日(1 月 1 日築についてはその年の 1 月 31 日)までに、固定資産税減額申告書に認定通知書等の写しを添付し、資産税課家屋・償却資産係まで提出をお願いします。

※この減額措置は、現行の新築住宅の軽減に代えて適用され、床面積等の要件は、現行の新築住宅に対する減額措置と同様です。

(3) 耐震改修促進税制

1982 年 1 月 1 日以前から存在する住宅で、2024 年 3 月 31 日までに工事費が 50 万円を超える耐震改修工事を行った場合、申告により一戸当たり 120 ㎡相当分を上限として、固定資産税額を、改修工事が完了した年の翌年度分に限り 2 分の 1 減額します。(長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告をした場合には翌年度分に限り 3 分の 2 減額します。)

申告は、建築基準法に基づく耐震基準(1981 年 6 月 1 日施行)に適合した工事であることを証明する、地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書を添付し、**改修後 3 か月以内に**資産税課家屋・償却資産係まで提出をお願いします。

※建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当するものは減額期間が 2 年間になります。

※バリアフリー改修促進税制及び省エネ改修促進税制と同時に適用されません。

(4) バリアフリー改修促進税制

新築された日から 10 年以上を経過した住宅のうち、65 歳以上の方、障がい者のある方で障害者手帳等をお持ちの方、要介護認定又は要支援認定を受けている方が居住される住宅で、2024 年 3 月 31 日までに、工事費が 50 万円を超える(補助金等をもって充てる部分を除く)バリアフリー改修工事(賃貸住宅は除く)を行った(改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること)場合、申告により一戸当たり 100 ㎡相当分を上限として、固定資産税額を改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3 分の 1 減額します。

申告は、**改修後 3 か月以内に**資産税課家屋・償却資産係まで提出をお願いします。

※耐震改修促進税制と同時に適用されません。また、一戸につき 1 回のみの適用となります。

※バリアフリー改修促進税制と省エネ改修促進税制について両方の要件を満たしている場合、各々の申告手続きにより同時に減額を受けることができます。

(5) 省エネ改修促進税制

2014 年 1 月 1 日以前から存在する住宅のうち、2024 年 3 月 31 日までに、工事費が 50 万円（補助金等をもって充てる部分を除く）を超える省エネ改修工事（賃貸住宅は除く）を行った（改修後の住宅の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること）場合、申告により一戸当たり 120 m²相当分を上限として、固定資産税を改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3 分の 1 減額します。（長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告をした場合には、翌年度分に限り 3 分の 2 減額します。）

＜要件＞次の①～④までの工事のうち、①の窓の断熱改修工事と併せて行う工事となります。

①窓の断熱改修工事、②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④壁の断熱改修工事。

申告は、省エネ基準に適合することとなったことを証明する、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書を添付し、**改修後 3 か月以内**に資産税課家屋係まで提出をお願いします。

※新築住宅に対する減額措置、認定長期優良住宅に対する減額措置、及び耐震改修促進税制と同時に適用されません。また、一戸につき 1 回のみの適用となります。

※バリアフリー改修促進税制と省エネ改修促進税制について両方の要件を満たしている場合、各々の申告手続きにより同時に減額を受けることができます。

⑦. 未登記家屋についての届出

不動産関係法令では、本来家屋は登記をすることが原則になっていますが、固定資産税・都市計画税が課税されている未登記家屋について、所有者の変更や家屋の取り壊し等の事由が発生した場合には、必要書類を揃えて速やかに資産税課へ届出をしてください。

(10) 都市計画税

資産税課 042-724-2116・2118

都市計画税は、都市計画法に基づく下水道や道路などの都市計画事業又は、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の費用にあてる目的で、市街化区域内の土地・家屋に対して固定資産税とあわせて課される税金です。

①. 納税義務者

毎年1月1日現在で、市内の市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者です。なお、固定資産税が免税点未満の方は課税されません。

②. 課税標準額

固定資産税と同じ土地・家屋の価格です。土地については、固定資産税と同様に負担調整措置があり、調整後の額が課税標準額となります。

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、次の課税標準の特例措置があります。

区 分	特例率
小規模住宅用地(住宅一戸当たり 200 ㎡までの部分)	1/3
その他の住宅用地(住宅一戸当たり 200 ㎡を超える部分で床面積の 10 倍まで)	2/3

なお、新築住宅に対する減額措置はありません。

(2) 農地に対する課税標準の特例

特定市街化区域農地については、価格に3分の2を乗じた額が課税標準となります。

③. 税額計算の方法

税額＝課税標準額×税率(0.24%)

④. 納税の方法

固定資産税とあわせて納付していただきます。





固定資産の評価替えとは



固定資産の評価替えとは何ですか。



固定資産税は、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については原則として3年間価格を据え置く制度、言い換えれば3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

なお、土地の価格については、評価替え年度の価格調査基準日(評価替えの基準年度の前年1月1日)以降、市内の宅地の価格に下落が認められ、価格を据え置くことが適当でない場合には、価格の修正を行っています。

今回の評価替えは2024年度課税になります。

3年ごとに評価替え

3年間の
資産価値の変動を
価格に反映させます。





固定資産税が急に高くなったのですが



私は、2018年9月に住宅を新築しましたが、2022年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。



新築の住宅に対しては、一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます(長期優良住宅の場合は5年度分)。したがって、2019・2020・2021年度分については税額が2分の1に減額されていたわけです。

また、3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件に該当するときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分に限り、税額が2分の1に減額されます(長期優良住宅の場合は7年度分)。したがって、減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

新築の住宅に対しては
3年間の家屋に係る固定資産税の
減税制度が設けられています。



(1 1) 国民健康保険税

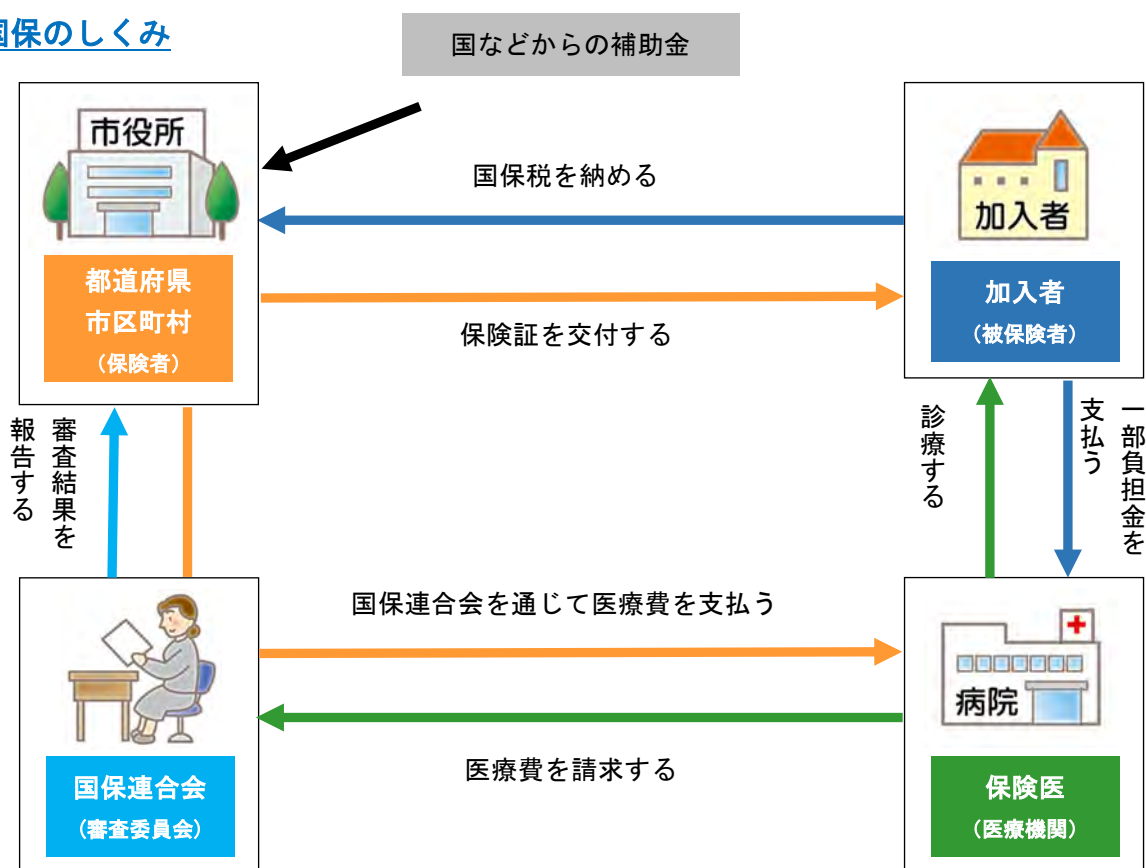
保険年金課 042-724-2124

①. 国民健康保険（国保）とは

国保は、病気やけがをしたときに安心してお医者さんにかかれるよう、加入者が普段からお金（国保税）を出し合い、お互いに助け合う制度です。

運営は都道府県と市区町村です。都道府県は財政運営の責任主体となり、市区町村は加入者の方に身近な業務を引き続き行います。

②. 国保のしくみ



このほか、保険者は後期高齢者支援金、介護納付金等を診療報酬支払基金に納めます。

③. 国保に加入する方

町田市内に住所がある方（外国籍の方を含む※）で次に掲げる(1)～(3)以外の方は国保に加入しなければなりません。

- (1) 職場の健康保険、共済組合及び船員保険などの被保険者とその扶養家族
- (2) 生活保護を受けている方
- (3) 国民健康保険組合に加入している世帯の方

※原則として、住民基本台帳法の適用を受ける外国籍の方は国保加入の対象となります。

④. 国保税について

国保に加入された方は、国保税を納めなければなりません。国保税は、国、都、市の補助金などとともに、国保加入者の医療(医療分)、後期高齢者医療制度加入者の医療(支援分)、介護保険の費用(介護分)を支払うための大切な財源です。

(1) 国保税はいつからかかる？

国保に加入した月(資格を取得した月)からかかります。

※加入の届出をした月ではありません。

(2) 納税義務者は？

世帯主です。

家族に国保加入者がいる場合には、世帯主が職場等の保険に加入していても、納税義務者は世帯主となります(この場合、世帯主の所得には課税されません。)

※世帯主が国保に加入していない場合に限り、一定の条件を満たしていれば、届出により加入者を国保上の世帯主に変更することができます。

(3) 算出方法は？

国保税の算出方法は、それぞれの市区町村によって異なります。

町田市では、次のように世帯の前年の所得の合計と加入者数に応じて計算しています。

(市・都民税が非課税の方でも、国保税はかかります。)

$$\text{①所得割額} + \text{②均等割額} = \text{国保税(年額)} \\ (\text{医療分} + \text{支援分} + \text{※介護分}) \quad (100 \text{ 円未満切捨て})$$

※介護分の国保税は、40 歳から 64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)に加算されます。

①所得割額(世帯の加入者個人ごとに前年の所得の合計から計算し、世帯として合算する。)

医療分 {前年の総所得－基礎控除(43 万円)} × 5.93%(税率)

支援分 {前年の総所得－基礎控除(43 万円)} × 2.00%(税率)

介護分 {前年の総所得－基礎控除(43 万円)} × 1.87%(税率)

●医療分・支援分・介護分ともに所得控除(扶養・医療費・生命保険料等)はありません。

※なお、合計所得金額が 2,400 万円超の場合、基礎控除額が逡減していきます。

②均等割額

医療分(世帯の加入者数に応じて計算する。)

国保に加入している人数 × 34,400 円

支援分 国保に加入している人数 × 11,500 円

介護分(世帯の該当者に応じて計算する。)

該当者数 × 14,100 円

※所得割額の税率・均等割額は 2022 年度現在のものです。

条例改正があった場合は変更となります。

国保税を二重に払っていませんか？

会社等の健康保険に加入したときは、すぐに脱退のお届けを！

1. 市税

(11) 国民健康保険税

ただし、世帯としての課税限度額は医療分 65 万円、支援分 20 万円、介護分 17 万円になります。

※年度途中で 40 歳になる方の介護分は、誕生月から年度末(3 月)までの月数分がかかります。

ただし、1 日生まれの方は、誕生月の前月からになります。

※年度途中で 65 歳になる方の介護分は、誕生月の前月までの月数分がかかります。

ただし、1 日生まれの方は、誕生月の前々月までになります。

※年度途中で 75 歳になる方の医療分と支援分は、誕生月の前月までの月数分がかかります。

※年度の途中で **加入** または **脱退** したときは月割で計算します。

1 年間の国保税 × $\frac{\text{加入した月から年度末(3 月)までの月数}}{12}$

1 年間の国保税 × $\frac{4 \text{ 月から脱退した前月までの月数}}{12}$

(4) 納税通知書の発送は？

通常 7 月に郵送し、1 年分(4 月から翌年 3 月までの分)を 8 回(7 月から翌年 2 月まで)に分けて毎月納めていただきます。

期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納める月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

(5) 世帯主が国保に加入していて、なおかつ世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の世帯主の方は、国保税の納付方法が年金からの天引きになります。ただし、下記のいずれかに該当する世帯主の方は、納付書または口座振替で納めていただくことになります。

①年金が年額 18 万円未満の方

②国保税と介護保険料を合わせた金額が年金額の 1/2 を超えてしまう方

③年度途中で 75 歳になる方

※国保税に限り、年金天引きを中止し、口座振替に変更することが可能です。

(6) 国保税は、所得申告にもとづいて算定します。次の場合を除いて前年の所得を申告してください。

①税務署へ所得の申告をした方

②公的年金(障害、遺族年金を除く)を受給されている方

③勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方

④市役所(市民税課)へ市・都民税の申告をした方

⑤市内に居住する上記の方に税法上扶養されている方

※国保は収入がなかった方も申告が必要です。未申告の場合、均等割額を先行して課税し、所得判明後に所得割額を追加課税することがあります。

納めた国保税は、確定申告・住民税申告の際、社会保険料控除の対象となります。



国民健康保険税の算出方法は？



私は、2022 年 3 月 31 日に会社を退職しました。国保に加入したいのですが、国保税はいくらになりますか。

私の 2021 年中の給与収入額は 500 万円(所得額 356 万円)で、加入は私(45 歳)と妻(41 歳・無収入)と長男(10 歳)、長女(8 歳)です。



2022 年度の国保税は 2021 年中(1 月から 12 月まで)の総所得で計算され、40 歳から 64 歳までの方は国保税として、介護分も納めていただきます。

国保税の算出方法は、次のとおりです。

① 所得割額(世帯の所得に応じて計算する。)

① 医療分(3,560,000 円-430,000 円)×5.93%=185,609 円

② 支援分(3,560,000 円-430,000 円)×2.00%=62,600 円

③ 介護分(3,560,000 円-430,000 円)×1.87%=58,531 円

② 均等割額

① 医療分(世帯の加入者数に応じて計算する。)

4 人×34,400 円=137,600 円

② 支援分(世帯の加入者数に応じて計算する。)

4 人×11,500 円=46,000 円

③ 介護分(世帯の該当者に応じて計算する。)

2 人×14,100 円=28,200 円

医療分	①+②=323,200 円
支援分	③+④=108,600 円
介護分	⑤+⑥=86,700 円(100 円未満切捨て)

年税額 518,500 円

(1) 納める時期

納税課 042-724-2121

税金は税目ごとに納期が次のように決められています。

納期一覧表

税目			納付月											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市民税	個人	普通徴収			1 期		2 期		3 期			4 期		
		年金特別徴収(新規)			1 期		2 期		○		○		○	
		年金特別徴収(継続)	○		○		○		○		○		○	
		特別徴収	徴収月の翌月 10 日まで											
	法人	確定申告	事業年度終了後 2 か月以内											
		中間(予定)報告	事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内											
固定資産税・都市計画税				1 期		2 期		3 期			4 期			
軽自動車税				全期										
市たばこ税			翌月末日まで											
入湯税			翌月 15 日まで											
事業所税	事業所税(個人)		翌年 3 月 15 日まで											
	事業所税(法人)		事業年度終了の日から 2 か月以内											
国民健康保険税	普通徴収					1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	
	年金特別徴収(新規)					1 期	2 期	3 期	○		○		○	
	年金特別徴収(継続)		○		○		○		○		○		○	

○は年金からの特別徴収

(2) 納める方法

納税課 042-724-2121

市税は、下記の方法で納めることができます。

①. 下記納付場所での現金納付

窓口やレジに納付書を持参してください。

納付場所	詳細
町田市公金収納取扱店(順不同)	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、東日本銀行、横浜信用金庫、川崎信用金庫、芝信用金庫、西武信用金庫、城南信用金庫、多摩信用金庫、大東京信用組合、ハナ信用組合、中央労働金庫、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都の各農業協同組合、町田市農業協同組合 ※合併等による名称変更後も取り扱いができます。 ※全国の上記金融機関の本店・支店又は出張所の窓口で取り扱いができます。
ゆうちょ銀行・郵便局	東京都、関東各県、山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局の窓口
コンビニエンスストア等	30万円以下の納付書(バーコードが表示されているもの)は表記支払期限まで、表記納付税額でのみ全国の下記コンビニエンスストア等で取り扱いができます。 セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店
町田市内の市民センター	忠生、鶴川、南、なるせ駅前、塚、小山の各市民センター
町田市指定金融機関 町田市役所内派出所	町田市役所 1 階 104 窓口

②. キャッシュレス決済による納付

(1) スマートフォンアプリを利用した納付

30万円以下の納付書(バーコードが表示されているもの)は、表記支払期限まで、表記納付税額でのみ、下記のスマートフォンアプリを使用してキャッシュレス納付ができます。

利用可能なスマートフォンアプリ(順不同)
LINE Pay 請求書支払い、Pay Pay 請求書払い、auPAY 請求書支払い、d払い請求書払い、J-Coin Pay 請求書払い、モバイルレジ(インターネットバンキング・クレジットカード納付)

2. 市税の納付

(2) 納める方法

(2) 専用ホームページを利用したクレジットカード納付

納付書に「クレジットカード納付番号」「確認コード」が印字されている場合は、表記支払期限まで、表記納付税額でのみ、専用のホームページ（町田市納付サイト）からクレジットカード納付をご利用できます。

※キャッシュレス決済により納付された場合は、領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方や、すぐに納税証明書が必要な方は、他の納付場所・納付方法をご利用ください。

※クレジットカードでの納付は手数料がかかります。

詳細については、町田市ホームページをご覧ください

町田市HP トップページ > 暮らし > 税金 > 市税の納付について > 納付方法

URL : <https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/tax/shizeinofu/nofu/index.html>



③. 口座振替による納付

ご指定の口座からの振替により、市税を納付することができます。

口座振替にさせていただくと、納期ごとに金融機関へ出向く必要がなく、納め忘れがないため安心です。

また、一度登録させていただくと、翌年度以降の更新手続きは不要です。

- (1) 口座振替が利用できる税金
市民税・都民税（普通徴収）
固定資産税・都市計画税
軽自動車税
国民健康保険税（普通徴収）



(2) 口座振替が利用できる金融機関

前ページに記載の町田市公金収納取扱店（※1）、ゆうちょ銀行・郵便局

（※1） 山梨中央銀行、大東京信用組合、ハナ信用組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都の各農業協同組合は、口座振替を取扱っておりません。

(3) 口座振替の申込方法

① 口座振替申込書の入手方法

- ・市役所、市民センター、駅前連絡所、市内の金融機関にご用意してあります。
- ・納税課へご連絡いただければ、ご自宅へ口座振替申込書を郵送いたします。

（納税課収納係：042-724-2121）

② 提出方法（4つの方法があります）

▶登録希望の金融機関窓口でお申し込みの場合

必要書類：納税通知書、通帳、通帳届出印

▶市役所、市民センター、駅前連絡所でお申し込みの場合

必要書類：納税通知書、通帳、通帳届出印

※市民センター、駅前連絡所は受付のみです。記入内容等に不備がある場合は、後日、納税課からご連絡いたします。

▶Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスによるお申し込みの場合

市庁舎2階納税課窓口でのお手続きです。専用端末にキャッシュカードを読み込ませる方法でお申し込みができます。この手続きをご利用の場合、通帳届出印は不要です。

＜ご利用可能な金融機関＞

みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、東日本銀行、横浜信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

必要書類：納税通知書、金融機関のキャッシュカード、運転免許証等の本人確認書類

※この手続きをご利用いただけるのは、口座名義人本人のみです。

※手続きの際、キャッシュカードの暗証番号が必要です。

※IC キャッシュカード等、対応できない場合があります。

▶Web（ウェブ）口座振替受付サービスによるお申し込みの場合

パソコン、スマートフォンなどを利用して、インターネットから口座振替のお申し込みができます。市役所や金融機関窓口に出向いたり郵送したりする手間がなく申し込めます。この手続きをご利用の場合、申込書の記入や通帳届出印は不要です。

＜ご利用可能な金融機関＞

みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、東日本銀行、ゆうちょ銀行

▶郵送でのお申し込みの場合

口座振替申込書に必要事項をご記入・ご捺印の上、下記の提出先へお送りください。

提出先：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
町田市役所 納税課 口座振替担当 宛

(4) 注意事項

- ① 領収書は発行いたしませんので、通帳の記帳によりご確認ください。
- ② 指定口座の変更、解約をする場合は別途お申し込みが必要となりますので、納税課へご連絡ください。
- ③ 残高不足や口座解約等により、指定口座から引き落としができなかった場合、再振替は行っておりません。ご自宅に「振替不能のお知らせ」と「納付書（督促状）」をお送りいたしますので、金融機関等でご納付ください。
- ④ 軽自動車税を口座振替される方は、車検用の「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を6月中旬に送付します。その間に車検を受ける方は、振替結果を記帳した通帳を持参の上、市役所、市民センター、駅前連絡所の窓口で証明書をご請求ください（手数料は無料）。
- ⑤ 固定資産税・都市計画税は、登記内容（登記名義、共有者の構成や持分等）に変更があった場合、翌年度は口座振替を継続しません。新規のお申し込みが必要となります。
- ⑥ 指定口座の口座名義人が亡くなられ、口座凍結により振替ができなかった場合、納付書払いに変更となります。引き続き口座振替をご希望の場合は、新規のお申し込みが必要となります。納税課までご連絡ください。

(3) 納税相談

納税課 042-724-2121

いろいろな事情で納期限までに納めることができない場合には、そのままにしておかないで、早めに納税通知書などを持って納税課へご相談ください。

納税の猶予

納税が困難な一定の理由があると認められる場合、納税者の申請により納税が猶予される制度があります。猶予の申請を行う際には、納税課へご相談ください。

(1) 換価猶予

一時に納付する事により、その事業の継続または生活の維持を困難とするおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき(他に滞納がある場合は除きます)。なお、納期限から3か月以内に申請してください。

(2) 徴収猶予

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったとき。
- ②納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。
- ③事業を廃止し、または休止したとき。
- ④事業について著しい損失を受けたとき。

などの理由に該当するとき。

なお、申請の際は申請書のほかにも必要な書類がありますので、お早めにご相談ください。

(4) 延滞金

納税課 042-724-2121

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。

滞納になりますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただかなければなりません。延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付又は納入される日までの期間に応じて計算します。2022年の場合、納期限をすぎて納付する場合、納期限の翌日から1か月は年2.4%、2か月目からは年8.7%の割合で加算されます。

ただし、災害等のやむを得ない事情がある場合には免除となる場合もありますので、納税課へご相談ください。



納期限までに納付ができない。



市税を納付できないまま、納期限を過ぎてしまいました。このまま滞納しているとどうなるのでしょうか。



やむを得ない事情で納付が困難なときは、お早目に納税課までご相談ください。滞納していると、給与や不動産、預貯金などの財産が差押えとなる場合があります。（地方税法では、納期限までに完納しない場合、督促状を送付し、それでもなお完納されないときには、差押えをしなければならないと定められています。）



(1) 国税

町田税務署 042-728-7211

【所得税】

個人市民税と同じように所得に対してかかる税金で、1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの所得に課税されます。税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に高くなり、納税者がその支払い能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

【復興特別所得税】

東日本大震災から復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され創設されました。2013年から2037年までの各年分について、基準所得税額の2.1%の金額を所得税と併せて申告・納付します。

【法人税】

株式会社、協同組合等の法人の所得にかかる税金です。宗教法人などの公益法人等、人格のない社団等も、収益事業から生じた所得については法人税が課税されます。税率は、法人の区分、資本金等の額などによって異なります。

【地方法人税】

法人住民税の法人税割の税率の引下げにあわせて創設されました。法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり地方法人税確定申告書の提出が必要です。

2019年10月1日以後に開始する課税事業年度から、地方法人税の税率は課税標準法人税額の10.3%に引き上げされました。

【相続税】

相続や遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価額の合計額が、基礎控除を超える場合にその超える部分に対して課税されます。基礎控除額は、3,000万円と法定相続人1人について600万円ずつを加算した金額です。

【贈与税】

個人から財産をもらったときにかかる税金です。「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、「暦年課税」の基礎控除は110万円です。「相続時精算課税」については、一定の要件に該当する場合に贈与者ごとに選択することができます。なお、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和4年4月1日から18歳以上の方も「相続時精算課税」を適用することができます。

【消費税】

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税金で、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）の税率で課税されます。

【酒税】

清酒やビールなどの酒類にかかる税金で、酒類を製造場から出荷するときや海外から輸入するときに課税されます。

【たばこ税・たばこ特別税】

国産たばこを製造場から出荷するときや、外国たばこを輸入するときに課税される税金です。

【揮発油税】

自動車用のガソリンなどにかかる税金で揮発油を製造場から出荷するときに課税されます。

【地方揮発油税】

自動車用のガソリンなどにかかる税金で、地方の道路整備に要する費用に充てられます。
揮発油税と一緒に課税されています。

【航空機燃料税】

航空機用の燃料にかかる税金で、空港の緊急な整備などに充てられます。

【石油ガス税】

自動車燃料用のプロパンガスにかかる税金です。

【石油石炭税】

原油、石油製品及び石炭などにかかる税金で、石油備蓄などの石油対策の財源に充てられます。

【自動車重量税】

自動車及び軽自動車の車検を受けるとき、又は車両番号の指定を受けるときにかかる税金です。

【印紙税】

契約書や金銭の受取書などの文書に対して課税される税金です。

納付すべき印紙税の額は、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なるものもあります。

【登録免許税】

不動産、船舶、会社、人的などの登記、登録、特許、免許等を公簿に登載するときにかかる税金です。

【電源開発促進税】

電力会社が販売する電気にかかる税金で、発電施設等の設置を促進するための費用に充てられます。

国税についてのお問い合わせ先
町田税務署
〒194-8567 町田市中町三丁目3番6号
☎ 042(728)7211
※自動音声に従い「1」を選択してください。
国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/>

(2) 都税

八王子都税事務所 042-644-1111

【都民税】

市民税と同様に、個人や法人の所得に対してかかる税金です。

＜個人都民税＞

均等割と所得割があり、個人市民税とあわせて課税されます。

そのほか、金融所得に対して課税される利子割、配当割、株式等譲渡所得割があります。

＜法人都民税＞

均等割と法人税割があります。申告と納税は法人事業税とあわせて行うことになっています。

【事業税】

事業を行う個人や法人などの所得に対してかかる税金です。

＜個人事業税＞

地方税法等で定められた70の法定業種に課税されます。税額は、所得金額(青色申告特別控除前)から290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)の事業主控除を引いた金額に事業の種類に応じた税率をかけて計算します。

前年分を3月15日までに申告(ただし、所得税の確定申告や住民税の申告をした方は、個人の事業税を申告する必要はありません。)し、原則として8月、11月に納めます。

＜法人事業税＞

会社などの法人のほか、人格のない社団や財団の収益事業も対象となります。税率は、法人の種類や所得金額などによって異なります。資本金1億円を超える法人は、所得割のほか外形標準課税(付加価値割・資本割)の対象となります。申告と納税は、法人都民税とあわせて行うことになっています。

なお、平成31年度税制改正により、地方法人特別税に代わり特別法人事業税が創設されました。申告・納税はこれまでと同様に法人事業税とあわせて行うことになります。

【地方消費税】

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金で、消費税(国税)とあわせて課税されます(地方2.2%+国7.8%=合計10%)。商品などの価格に税金が転嫁されるため、最終的には消費者が負担することになります。

地方消費税は、消費税(国税)と併せて税務署又は税関に申告・納付します。詳しくは税務署へお問い合わせください。

【鉦区税】

都内にある鉦区に鉦業権をお持ちの方にかかる税金です。

【不動産取得税】

土地や建物を取得した方に対し原則として固定資産課税台帳に登録された評価額(新築・増築家屋等は除きます。)に応じてかかる税金です。

2024年3月31日までに住宅又は土地を取得した場合、税率は3%です。住宅以外の家屋(店舗・事務所等)を取得した場合は、税率4%です。

【ゴルフ場利用税】

ゴルフ場を利用する方にかかる税金で利用料金に含まれています。税額は、ゴルフ場の規模等により等級が定められており、400 円から 1,200 円までとなっています。

【狩猟税】

鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税で、狩猟者の登録に対して課税されます。

本件の問い合わせは立川都税事務所 ☎042(523)3171(代表)へ

【都たばこ税】

都たばこ税は、卸売販売業者等が都内の小売販売店にたばこ（輸入たばこを含む。）を売り渡す場合等に課税される税金で、たばこの価格に含まれます。

本件の問い合わせは港都税事務所 ☎03(5549)3800(代表)へ

【宿泊税】

都内のホテルまたは旅館に 10,000 円以上の料金で宿泊した場合に、その宿泊者にかかる税金で宿泊料金により 1 泊 100 円と 200 円の 2 種類があります。

本件の問い合わせは千代田都税事務所 ☎03(3252)7141(代表)へ

【自動車税種別割】

4 月 1 日現在自動車を所有している方に対して、毎年かかる税金です。税額は車種、構造、自家用・営業用などの区分により細かく定められており、一定の要件を満たす場合は申請により減免が受けられます。また、新車登録した低公害車（排出ガス基準・燃費基準が条件を満たす車）や次世代自動車（適用対象に該当する車）については税負担を軽くします。

本件の問い合わせは自動車税コールセンター ☎03(3525)4066 へ

【自動車税環境性能割】

自動車を取得したときに課税されます。税率は燃費基準値達成度に応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%、2%、及び 3%の 4 段階を基本とします（営業車、軽自動車の税率は 2%が上限です。）。

本件の問い合わせは自動車税コールセンター ☎03(3525)4066 へ

【軽油引取税】

軽油価格には、1 キロリットル当たり 32,100 円の軽油引取税が含まれています。

脱税を目的として、軽油に重油等を混ぜて販売する者があり、問題となっています。重油を混ぜると汚染物質が増加し、大気汚染の原因ともなるため、都は不正軽油防止の取組を展開しています。

本件の問い合わせは立川都税事務所 ☎042(523)3171(代表)へ

都税問い合わせ

八王子都税事務所

〒192-8611 八王子市明神町三丁目 19 番 2 号

☎042(644)1111(代表)

主税局 HP <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

(1) 証明

市民税課 042-724-2874

証明発行について

市税の証明は下記のとおり種類があります。提出先に証明したい種類・内容に合わせて御申請ください。
証明する必要がある内容（必要な年度、必要な枚数など）は、証明書の提出先に確認してください。

証明の発行場所一覧		市民税課諸税証明係 (市庁舎2階207番窓口)		※1 市民センター ※2 右記以外の連絡所 ※3 市民課		※4 町田駅前連絡所・南町田駅前連絡所 ※5 鶴川駅前連絡所		
		平日	第2・4 日曜日	平日	第2・4 日曜日 (市民センター、 市民課のみ)	平日	土曜と 第1・3・5 日曜日	第2・4 日曜日
開所時間		午前8時30分～午後5時				午前8時30分～午後7時 ※納税証明は午後5時まで	午前10時～午後5時	
課税証明	① 市民税・都民税 課税・非課税証明書	○	○	○	○	○	○	○
納税証明	② 個人市民税・都民税 納税証明書	○	○	○	○	○ 午前8時30分 ～午後5時	×	○
	③ 軽自動車税(種別割) 納税証明書 (車検用)	○	○	○	○	○ 午前8時30分 ～午後5時	×	○
	④ 軽自動車税(種別割) 納税証明書 (車検以外)	○	○	○	○	○ 午前8時30分 ～午後5時	×	○
	(納税義務者が 法人については ×)							
	⑤ 固定資産税・都市計画税 納税証明書	○	○	○	○	○ 午前8時30分 ～午後5時	×	○
	(納税義務者が 法人については ×)							
	⑥ 法人市民税 納税証明書	○	○	×	×	×	×	×
	⑦ 国民健康保険税 納税証明書	○	○	×	×	×	×	×
	⑧ 完納証明書	○	○	×	×	×	×	×

※1 市民センター : 忠生・南・なるせ駅前・鶴川・堺・小山の各市民センター

※2 連絡所 : 木曽山崎連絡所、玉川学園駅前連絡所（平日のみ午前8時30分～午後5時）

※3 市民課 : 市庁舎1階101番窓口（一部、市民税課扱いになる場合があります）

※4 南町田駅前連絡所 : 2023年1月31日火曜日をもって閉所します。

●町田市役所 市民税課 諸税証明係のみで発行する証明（⑨～⑬は平日のみ受付）

〈納税証明〉

- ④ 法人の軽自動車税(種別割)の納税証明書（車検以外）
- ⑤ 法人の固定資産税・都市計画税の納税証明書
- ⑥ 法人市民税の納税証明書
- ⑦ 国民健康保険税の納税証明書
- ⑧ 完納証明書

〈法人所在証明〉

- ⑨ 法人市民税の課税台帳登録事項証明書(車両登録用)

〈固定資産税証明〉

- ⑩ 固定資産評価証明書・固定資産公課証明書
⑪ 固定資産課税(補充)台帳登録事項証明書
⑫ 固定資産課税(補充)台帳無登録証明書
⑬ 住宅用家屋証明書

●手数料：①、②、④～⑫…1通 300円

- ③ 車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書…無料、⑬住宅用家屋証明書…1,300円

●共通閉所日：祝日、振替休日、12月29日～1月3日 (土曜日、日曜日については、前頁参照)

※4 町田駅前連絡所(☎042-732-0777)は、小田急百貨店の全館休館日、設備点検日も休みです。

※5 鶴川駅前連絡所(☎042-737-0217)は、第1・3月曜日も休みです。

●コンビニエンスストア等での証明書自動交付サービス

個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、コンビニエンスストア等での「市民税・都民税課税・非課税証明書」が取得できます。このサービスを利用するためには、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードが必要となります。

なお、交付できる証明年度は最新年度のみで、その年度の1月1日(例：2022年度の場合は、2022年1月1日)に町田市に住民登録があり、引き続き町田市に住民登録をしている方に限ります。

また、他区市町村へ転入届け出前であっても、町田市へ転出を届け出た時点でこのサービスは利用できなくなります。

【取扱店舗】

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ等
※キオスク端末(マルチコピー機)を設置していない店舗では利用できません。

【利用時間】

年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前6時30分～午後11時

上記以外にも、システムメンテナンス等により利用できない日があります。

【手数料】

1通 150円

●郵送申請

転居などにより、窓口へ直接お越しになれない方は郵送申請をご利用ください。

〈LINEによる郵送申請〉

課税・非課税証明書については、LINEと個人番号カード(マイナンバーカード)を利用した郵送申請ができます。

4. 市税の証明と閲覧

(1) 証明

(1) 証明を申請される方は

本人確認書類（下記参照）が必要です。なお、申請者は、原則として本人（住民票上同一世帯の同居の親族を含む）ですが、本人に代わって申請する場合は、本人自署の委任状が必要です。

委任状は町田市長宛てとし、委任の年月日、代理人の住所氏名、委任事項、委任者の住所氏名、法人の場合は実印の押印した任意の書式で作成し、代理人に原本を提出させてください。

また代理人が同居の親族でも、住民票上別世帯の場合や、町田市に住民登録がなく、親族の確認ができない場合は、委任状が必要です。

※郵送で申請する場合は申請書のほかに、定額小為替（1 通につき 300 円）と返送用封筒（切手貼付、送付先記入）、本人確認書類の写し（下記参照）を同封してください。

(2) 固定資産税の証明

土地・家屋の所在地は、住居表示の街区番号ではなく、登記簿上の地番や家屋番号を記載してください。地番や家屋番号は、「固定資産税・都市計画税納税通知書」の課税明細書等にも記載していますので、ご覧ください。

(3) 納税証明、完納証明を申請するにあたり

納付後 20 日ぐらいの間に申請する場合は、市で納付の確認ができない場合がありますので、領収書の原本をお持ちください。また、口座振替の場合は、引き落としになった税額が記帳されている通帳をお持ちください。

領収書の原本等のご提示がないと証明書の発行はできませんので、ご注意ください。

※クレジットカード等のキャッシュレス取引で納付された場合、領収書の原本等が無いため市が納付の確認ができない場合には、証明書の発行ができません。納付後 20 日ぐらいの間に証明書の交付申請をする場合は、領収書が発行される方法で納付してください。

(4) 証明申請時の本人確認について

本人のなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の方の個人情報保護を図るために、本人確認等を厳格に行っています。

窓口で申請をされる場合は、次のいずれかの組み合わせで、本人確認書類等を提示してください。

提示していただく 本人確認書類等		
①	官公庁発行（顔写真付き）の本人確認書類 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、パスポート、など	①から1点
②	官公庁発行（顔写真なし）の本人確認書類 健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など	②から2点
③	その他 キャッシュカード、クレジットカード、東京都シルバーパスなど	②から1点 ③から1点

※証明書に有効期限のあるものは、有効期限内に提示された場合のみ有効な本人確認書類等とします。

委 任 状	
年 月 日	
代理人	
住 所	
氏 名	
委任事項	
私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。	
_____の申請及び受領について	
委任者	
(個人のとき)	
現住所	
氏 名	
(法人のとき)	
法人所在地	
法 人 名	法人実印
町 田 市 長 あて	
※ 個人の委任者名は、 本人の自署 にてお願いいたします。 ※ 法人の委任者は、 法人実印の押印 をお願いいたします。 ※ 代理人の方の 本人確認 ができる書類（運転免許証等）をお持ちください。	

（委任状の様式の例）

(2) 閲覧

市民税課 042-724-2874

固定資産税に関わる諸台帳等の閲覧申請については、市民税課諸税証明係(市庁舎 2 階 207 番窓口)にて、下記のとおり取り扱います(平日のみ受付)。

	種 別	閲覧できる方	手 数 料
①	地籍図	どなたでも	1枚300円 (必要な方は、コピー(有料)をお取りください。)
②	土地・家屋課税 (補充)台帳	所有者本人 (同居の親族を含む※) 委任を受けた方等	1枚300円
③	名寄帳	所有者本人 (同居の親族を含む※) 委任を受けた方等	1件300円 (単有・共有等、所有の形態ごと)
④	償却資産課税台帳	所有者本人 (同居の親族を含む※) 委任を受けた方等	1件300円 (単有・共有等、所有の形態ごと)

※同居の親族でも、住民票上別世帯の場合や町田市に住民登録がなく親族の確認ができない場合は、委任状が必要になります。

※①は毎年1月1日現在の内容を4月1日から閲覧できます。最新の状況を知りたい場合は、法務局でご確認ください。

MEMO

2022 年度 市税のしおり

発	行	町田市
編	集	町田市財務部市民税課
		〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
		Tel042 (724) 3067
発 行 年 月		2022 年 11 月
刊行物番号		22-50

